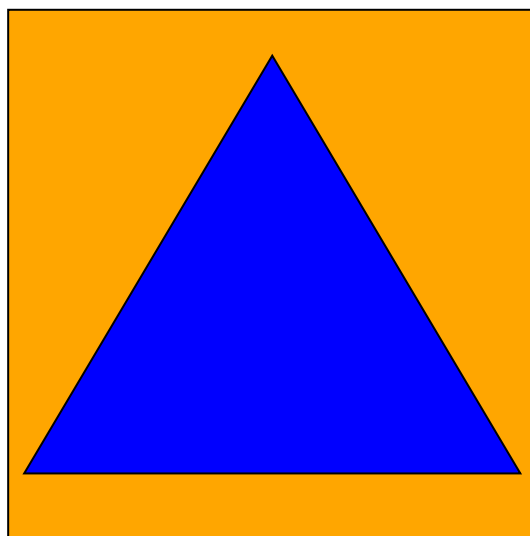


西之表市国民保護計画



西 之 表 市

(令和6年3月 変更)

第4章 市の地理的、社会的特徴	16
第1節 市の地勢・地質	16
第1 地勢	16
第2 地質	16
第2節 気候	17
第1 気温	17
第2 降水量	17
第3 風速・風向	17
第3節 人口・世帯数	18
第4節 道路の位置等	19
第5節 空港、港湾・漁港の位置等	20
第6節 自衛隊施設等	21
第7節 観光客数	22
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	23
第1節 武力攻撃事態	23
第1 武力攻撃事態の類型	23
第2 類型ごとの特徴	24
第3 N B C 攻撃の場合の対応	26
第2節 緊急処理事態	27
第1 攻撃対象施設等による分類	27
第2 攻撃手段による分類	28
 《第2編 平素からの備えや予防》	
第1章 組織・体制の整備等	31
第1節 市における組織・体制の整備	31
第1 市の各課等における平素の業務（法41関係）	31
第2 市職員の参集基準等（法41関係）	33
第3 国民の権利利益の救済に係る手続等（法6関係）	35
第4 消防機関の体制（法41関係）	36
第2節 関係機関との連携体制の整備	37
第1 基本的考え方	37
第2 県との連携（法3④、16④関係）	37
第3 近接町との連携	38
第4 指定公共機関等との連携（法3④関係）	38
第5 ボランティア団体等に対する支援（法4③関係）	39
第3節 通信の確保	39
第1 非常通信体制の整備	39
第2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項	39
第4節 情報収集・提供等の体制整備	41
第1 基本的考え方	41

第2	警報等の伝達に必要な準備	41
第3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	42
第4	被災情報の収集・報告に必要な準備	43
第5節	研修及び訓練	44
第1	研修	44
第2	訓練（法 42 関係）	44
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	46
第1節	避難に関する基本的事項	46
第1	基礎的資料の整理	46
第2	隣接する町との連携の確保	47
第3	高齢者・障がい者等避難行動要支援者への配慮	47
第4	民間事業者からの協力の確保	47
第5	学校や事業所との連携	47
第2節	救援に関する基本的事項	48
第1	県との調整（法 76 関係）	48
第2	基礎的資料の準備等	48
第3節	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法 79 関係）	48
第1	運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	48
第2	運送経路の把握等	48
第3	島外避難の備え	48
第4	島外避難の経路把握等	49
第4節	避難施設の指定への協力	49
第5節	市における避難及び救援に関する平素からの備え	51
第1	避難実施要領のパターンの作成（法 61 関係）	51
第2	輸送体制の整備等（法 71 関係）	51
第3	市長が実施する救援（法 76 関係）	51
第6節	避難シェルター等の整備、確保に関する取り組み	51
第1	避難シェルター等の整備	51
第2	避難シェルター等の確保	51
第3章	生活関連等施設の把握等	52
第1節	生活関連等施設の把握等（法 102 関係）	52
第2節	市が管理する公共施設等における警戒	53
第4章	物資及び資材の備蓄、整備	54
第1節	市における備蓄（法 142～146 関係）	54
第1	防災のための備蓄との関係	54
第2	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	54
第3	県との連携	54
第4	流通備蓄による対応	55
第2節	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	55

第 1 施設及び設備の整備及び点検	55
第 2 ライフライン施設の機能性の確保	55
第 3 復旧のための各種資料等の整備等	55
第 5 章 国民保護に関する啓発	56
第 1 節 国民保護措置に関する啓発（法 43 関係）	56
第 1 啓発の方法	56
第 2 消防団、自主防災組織の活性化	56
第 3 学校における教育	56
第 2 節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	56
第 1 住民に期待される協力（法 4 関係）	56
第 2 住民がとるべき対処等の啓発	57
第 3 備蓄に関する啓発	57
第 4 市における国民保護に関する啓発（法 43 関係）	57

《第 3 編 武力攻撃事態等への対処》

第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	61
第 1 節 市の初動体制の確保	61
第 1 情報収集体制	61
第 2 市危機対策本部等の設置	62
第 3 初動措置の確保	62
第 4 関係機関への支援の要請	62
第 5 市国民保護対策本部への移行に要する調整	63
第 2 節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	63
第 2 章 市対策本部の設置等	64
第 1 節 市対策本部の設置（法 27～30 関係）	64
第 1 市対策本部の設置の手順（法 27①関係）	64
第 2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法 26②関係）	64
第 3 市対策本部の組織構成及び機能（法 28④関係）	65
第 4 市対策本部における広報等	70
第 5 市現地対策本部の設置（法 28⑧関係）	70
第 6 現地調整所	71
第 7 市対策本部長の権限（法 29⑤～⑩関係）	73
第 8 市対策本部の廃止（法 30 関係）	73
第 2 節 通信の確保	74
第 1 情報通信手段の確保	74
第 2 情報通信手段の機能確認	74
第 3 通信輻輳により生じる混信等の対策	74
第 3 章 関係機関相互の連携	75
第 1 節 国・県の対策本部との連携（法 3④関係）	75

第 1 国・県の対策本部との連携	75
第 2 国・県の現地対策本部との連携	75
第 3 国の武力攻撃事態等合同対策協議会等との連携	75
第 2 節 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	76
第 1 知事等への措置要請（法 16④関係）	76
第 2 知事に対する指定行政機関の長又は 指定地方行政機関の長への措置要請（法 16⑤関係）	76
第 3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法 21③関係）	76
第 3 節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法 20 関係）	76
第 4 節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託（法 17～19 関係）	76
第 1 他の市町村長等への応援の要求（法 17 関係）	76
第 2 県への応援の要求（法 18 関係）	77
第 3 事務の一部の委託（法 19、令 4 関係）	77
第 5 節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請（法 151～153 関係）	77
第 6 節 市の行う応援等	77
第 1 他の市町村に対して行う応援等（法 17、19 関係）	77
第 2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21②関係）	77
第 7 節 ボランティア団体等に対する支援等（法 4 ③関係）	78
第 1 自主防災組織等に対する支援	78
第 2 ボランティア活動への支援等	78
第 8 節 住民への協力要請（法 4 関係）	78
第 4 章 警報及び避難の指示等	79
第 1 節 警報の伝達等	79
第 1 警報の内容の伝達等（法 47 関係）	79
第 2 警報の内容の伝達方法（法 47 関係）	80
第 3 緊急通報の伝達及び通知（法 100②関係）	81
第 2 節 避難住民の誘導等	82
第 1 県からの避難措置の指示の通知	82
第 2 避難の指示の通知・伝達（法 54④関係）	82
第 3 避難実施要領の策定（法 61 関係）	83
第 4 避難住民の誘導	89
第 5 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項	92
第 5 章 救援	96
第 1 節 救援の実施	96
第 1 救援の実施（法 76 関係）	96
第 2 救援の補助	96
第 2 節 関係機関との連携	97
第 1 県への要請等（法 16、18 関係）	97
第 2 他の市町村との連携	97

第 3 日本赤十字社との連携	97
第 4 緊急物資の運送の求め（法 79 関係）	97
第 3 節 救援の内容	97
第 1 救援の基準等（法 75③、令 10、11 関係）	97
第 2 救援における県との連携	97
第 6 章 安否情報の収集・提供	98
第 1 節 安否情報の流れ（法 94、令 23、24 関係）	98
第 1 安否情報システムの利用	98
第 2 安否情報の収集項目	99
第 2 節 安否情報の収集・整理・報告	100
第 1 安否情報の収集（法 94、令 23～25①関係）	100
第 2 安否情報収集の協力要請	101
第 3 安否情報の整理	101
第 4 県に対する報告（法 94①、令 25②関係）	102
第 3 節 安否情報の照会に対する回答（法 95、令 26 関係）	103
第 1 安否情報の照会の受付	103
第 2 安否情報の回答	103
第 3 個人の情報の保護への配慮	104
第 4 日本赤十字社に対する協力（法 96 関係）	104
第 7 章 武力攻撃災害への対処	105
第 1 節 武力攻撃災害への対処	105
第 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	105
第 2 武力攻撃災害の兆候の通報	106
第 3 応急措置等	107
第 4 生活関連等施設における災害への対処等	113
第 5 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103、令 28、29 関係）	113
第 2 節 N B C 攻撃による災害への対処	114
第 1 応急措置の実施（法 114 関係）	114
第 2 国の方針に基づく措置の実施（法 107 関係）	114
第 3 関係機関との連携（法 97⑥関係）	114
第 4 汚染原因に応じた対応	115
第 5 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限（法 108、令 31 関係）	116
第 6 措置に必要な土地等への立ち入り（法 107、109、令 32 関係）	117
第 7 要員の安全の確保（法 22 関係）	117
第 8 章 被災情報の収集及び報告（法 126、127 関係）	118
第 1 節 収集（法 126 関係）	118
第 2 節 報告（法 127 関係）	118
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	119

第 1 節	保健衛生の確保	119
第 1	保健衛生対策	119
第 2	食品衛生確保対策	119
第 3	飲料水衛生確保対策	119
第 4	栄養指導対策	119
第 2 節	防疫対策	120
第 3 節	廃棄物の処理（法 124 関係）	120
第 1	廃棄物処理の特例	120
第 2	廃棄物処理対策	120
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	121
第 1 節	生活関連物資等の価格安定（法 129 関係）	121
第 2 節	避難住民等の生活安定等	121
第 1	被災児童生徒等に対する教育	121
第 2	公的徴収金の減免等	121
第 3 節	生活基盤等の確保	121
第 1	水の安定的な供給（法 134②関係）	121
第 2	公共的施設の適切な管理	121
第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	122
第 1 節	特殊標章等	122
第 2 節	特殊標章等の交付及び管理（法 158③関係）	123
第 1	市長	123
第 2	消防長	123
第 3	水防管理者	123
第 3 節	特殊標章等に係る普及啓発	124
第 12 章	市の特性に応ずる対処	125
第 1 節	離島における住民の避難	125
第 1	平素からの備え	125
第 2	種子島の避難	126
第 3	避難実施にあたっての措置	126
第 4	緊急時における馬毛島からの退避の指示	127
第 5	離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や 船舶の使用等についての基本的考え方	128
第 2 節	中山間地域における対処	131
第 1	平素からの備え	131
第 2	警報及び避難	131
第 3	緊急物資の支援	131
第 3 節	港湾地域における対処	132
第 1	平素からの備え	132
第 2	警報及び避難	132

第 3 避難及び避難の誘導	132
第 4 避難の完了の確認	132

《第 4 編 復旧等》

第 1 章 応急の復旧	135
第 1 節 基本的考え方	135
第 1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法 139 関係）	135
第 2 通信機器の応急の復旧	135
第 3 県に対する支援要請（法 140 関係）	135
第 2 節 公共的施設の応急の復旧（法 139 関係）	135
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	136
第 1 節 基本的考え方（法 141 関係）	136
第 1 国における所要の法制の整備等	136
第 2 市が管理する施設及び設備の復旧（法 141 関係）	136
第 2 節 武力攻撃災害の復旧（法 141 関係）	137
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	138
第 1 節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求（法 168 関係） ..	138
第 1 国に対する負担金の請求方法	138
第 2 関係書類の保管	138
第 2 節 損失補償及び損害補償（法 159、160、令 40～44 関係）	139
第 1 損失補償（法 159 関係）	139
第 2 損害補償（法 160 関係）	139
第 3 節 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法 161②関係）	139

《第 5 編 緊急対処事態への対処》

第 1 章 緊急対処事態に係る債務（法 172②関係）	143
第 2 章 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	143

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が極めて重要である。しかし、このような努力にもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の責務である。

そのため、市の責務を明らかにするとともに、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、次のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1節 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

第1 市の責務（法3②、16関係）

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第2 市国民保護計画の位置付け（法35関係）

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

第3 市国民保護計画に定める事項（法35②関係）

市国民保護計画においては、次に掲げる事項について定める。

- 1 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市が実施する法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
- 3 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

第2節 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に記載する情報は、随時更新する。

第3節 市国民保護計画の見直し、変更手続（法35⑧関係・法39③）

第1 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

第2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告するとともに、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第4節 市国民保護計画の周知徹底

第1 市国民保護計画の周知

市国民保護計画の内容は、県、近隣町、指定地方公共機関などの関係防災機関に周知徹底させるとともに、本計画の基本的な考え方などについて住民への周知を図る。

第2 市国民保護計画の運用・習熟

市国民保護計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、武力攻撃事態等においては迅速かつ的確な運用ができるようにしておくものとする。

第5節 市地域防災計画等との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、風水害、地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するための計画であり、別の法体系によるものである。

しかしながら、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。

そこで、本計画では、武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、本計画に定めのない事項については、市地域防災計画等の定め例により対応する。

第6節 用語の定義

市国民保護計画において用いる用語等の表記及び定義は、次のとおりとする。

第1 法令の表記

用語等	定 義
事 態 対 処 法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）
事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）
法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号） 特に必要な場合のみ国民保護法と記載する。
令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
安 否 情 報 省 令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
国 際 人 道 法	第1ジュネーヴ条約、第2ジュネーヴ条約、第3ジュネーヴ条約、第4ジュネーヴ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称
災 対 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
警 職 法	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

第2 機関名等の表記等

用語等	定 義
国 の 対 策 本 部	事態対策本部、緊急対処事態対策本部
国の現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部、緊急対処事態現地対策本部
国 の 対 策 本 部 長	事態対策本部長、緊急対処事態対策本部長
国の現地対策本部長	武力攻撃事態等現地対策本部長、緊急対処事態現地対策本部長

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

用語等	定 義
県 対 策 本 部	鹿児島県国民保護対策本部、鹿児島県緊急対処事態対策本部
県 現 地 対 策 本 部	県対策本部の事務の一部を行う組織
県 対 策 本 部 長	鹿児島県国民保護対策本部長、鹿児島県緊急対処事態対策本部長
市 対 策 本 部	市国民保護対策本部、市緊急対処事態対策本部 市の区域において、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関をいう。
市 現 地 対 策 本 部	市対策本部の事務の一部を行う組織
市 対 策 本 部 長	市国民保護対策本部長、市緊急対処事態対策本部長
指 定 行 政 機 関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で事態対処法施行令で定めるものをいう。
指 定 公 共 機 関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
指 定 公 共 機 関 等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
警 察 官 等	警察官、海上保安官又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の自衛官をいう。

用語等	定 義
消 防 機 関	市町村が消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条の規定に基づいて設置する消防本部、消防署及び消防団をいう。
海 上 保 安 部 長 等	政令で定める管区海上保安本部の事務所（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署）の長をいう。

第3 特定の用語等

用語等	定 義
武 力 攻 撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武 力 攻 撃 事 態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武 力 攻 撃 事 態 等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊 急 対 処 事 態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事 態 認 定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
武 力 攻 撃 災 害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射線物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 必要に応じて「災害」と記載する。
基 本 指 針	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施について、国としての基本的な方針を示したもので、本計画を定める際の基準となるものをいう。
対 処 基 本 方 針	武力攻撃事態等に至ったときの、国の武力攻撃事態等への対処に関する基本的な指針をいう。
避 難 住 民 等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要 避 難 地 域	住民の避難が必要な地域をいう。
避 難 先 地 域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
避 難 施 設	住民の避難及び避難住民等の救援を行う施設として、知事があらかじめ指定した施設をいう。
収 容 施 設	避難所、応急仮設住宅等、避難等に本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するために知事等が提供する施設をいう。
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置付け、構成等

用語等	定 義
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な在宅の者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。 【対象者例】 1 自分の身体に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることができても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難な者
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
N B C 攻撃	核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。
ダーティボム	放射性物質を混入させた爆弾をいう。
緊急消防援助隊	消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。
自主防災組織	住民の隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織（災対法第2条の2第2号）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、令第27条に規定する施設をいう。
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む。）で令第28条で定めるものをいう。
警戒区域	武力攻撃災害による住民の生命又は身体に対する危険を防止するために立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じた区域をいう。
生活関連物資等	食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活と関連性が高い又は国民経済上重要な物資又は役務をいう。
特定公共施設等	港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。
緊急通行車両	道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で国民の保護のため措置の的確かつ迅速な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
トリアージ	一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大の効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけることをいう。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

第1節 基本的人権の尊重（法5関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

第2節 国民の権利利益の迅速な救済（法6関係）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

第3節 国民に対する情報提供（法8関係）

市は、武力攻撃事態等において、国民に必要な情報を提供することが重要であるため、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

第4節 関係機関相互の連携協力の確保（法3④関係）

市は、国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、近隣町並びに関係する指定公共機関及び関係指定地方公共機関と必要な情報の共有化を図るとともに、平素から相互の連携体制の整備に努める。

第5節 国民の協力（法4関係）

市は、法の規定により、避難住民の誘導の援助、救援の援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の当該武力攻撃災害への対処に関する措置の援助等について国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮（法7関係）

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意し、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

第7節 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法9関係）

市は、国民保護措置の実施に当たって、要配慮者の保護について留意する。
特に、情報の伝達に当たっては、要配慮者に対し、確実に情報が伝達されるよう努める。

第8節 外国人への国民保護措置の適用

市は、本市に居住し、又は滞在している外国人についても武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第9節 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法22関係）

市は、国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第10節 本市の地域特性に配慮

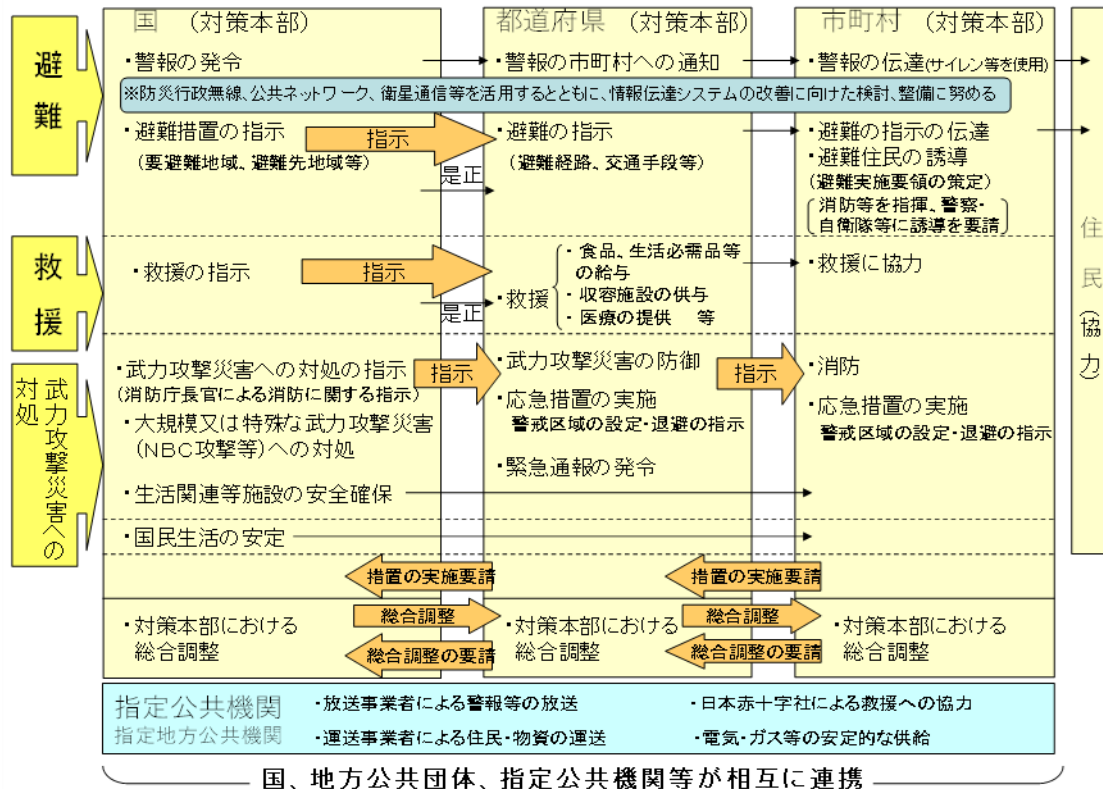
市は、国民保護措置の実施に当たっては、第4章「市の地理的、社会的特徴」を基に、本市の地理的、社会的特性に十分配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国民の保護に関する措置の仕組み

(市及び関係機関の役割分担の概要)



第1節 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

第1 県の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿児島県	1 国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 12 緊急対処事態に関する措置の実施

第2 市の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
西之表市	1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 10 緊急対処事態に関する措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
熊毛地区消防組合 (西之表消防署)	1 市国民保護計画の作成への協力 2 市国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部への参加 4 熊毛地区消防組合国民保護対策本部等（仮称）の組織の整備、市等の実施する訓練への協力及び参加 5 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施 6 被災者の捜索及び救出、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施 7 消防、退避の指示の伝達、市長の行う警戒区域の設定への協力、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 9 緊急対処事態に関する措置の実施

第3 指定地方行政機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局 (種子島連絡所)	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に關すること。 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
長崎税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
鹿児島労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧

第1編 総論

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州森林管理局 (西之表森林事務所)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局 (西之表港湾事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 空港使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全保安
福岡航空交通管制部 那覇航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
福岡管区气象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第十管区海上保安本部 (種子島海上保安署)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

第4 関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い
病院その他の医療機関	1 医療、看護の確保
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。） の内容並びに緊急通報の内容の放送
道路管理者	1 道路の管理
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用、秩序の維持
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等

第2節 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、資料編のとおりである。

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置の適切な実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等については次のとおりである。

第1節 市の地勢・地質

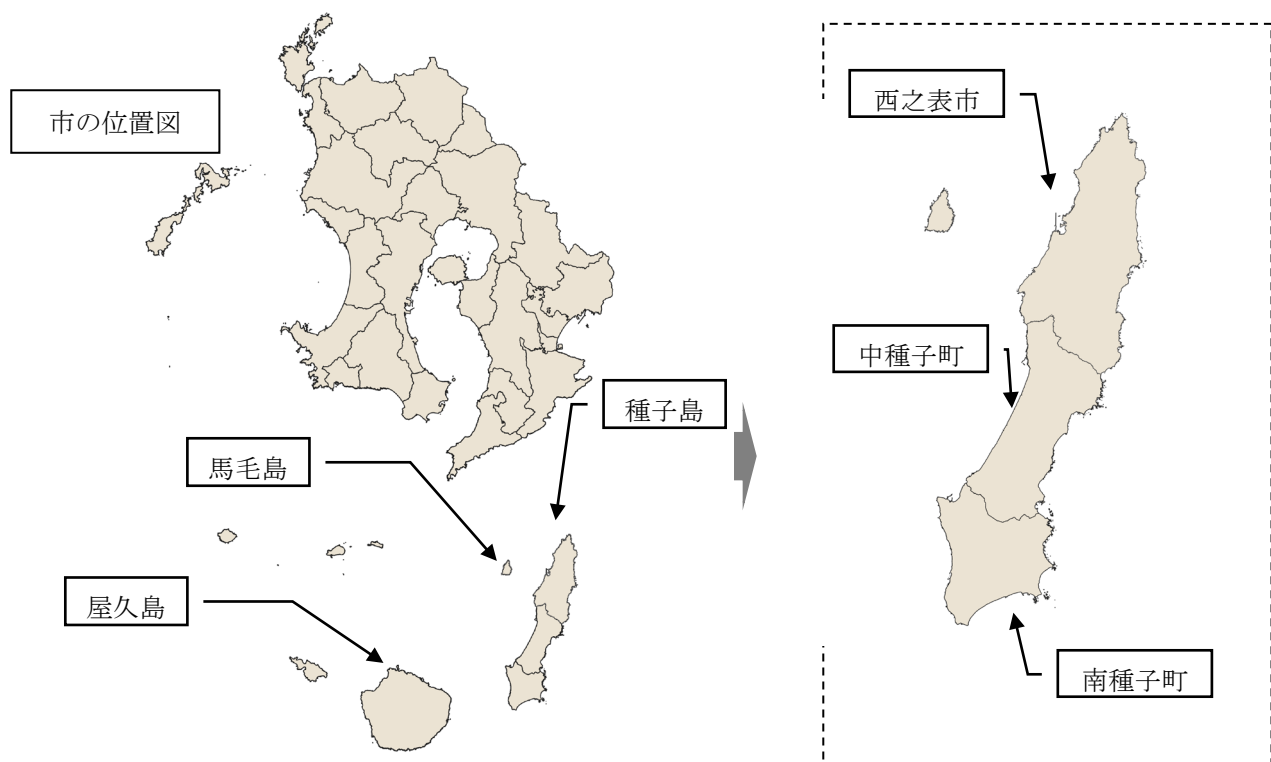
第1 地勢

本市の地勢は、小さく曲がりくねった丘陵地が広く分布し、傾斜が急な険しい山岳地帯はなく、海拔300mを出ていない。

河川としては、東海岸に川脇川、湊川、西京川、西海岸に甲女川等8km内外が主なものである。

第2 地質

本市の地質は、種子島全域に広がる新生代古第三紀熊毛層群に属し、随所に洪積台地が発達している。また、ほとんど砂岩からなっているが、場所によっては礫岩、頁岩、火成岩がみられ、東部の丘陵地は亜炭層を包含している。土質は、淡褐色の粘土と黒ボクが主となっている。海岸は、磯の発達が見られ、ところによっては小規模な海岸砂丘も存在している。



第2節 気候

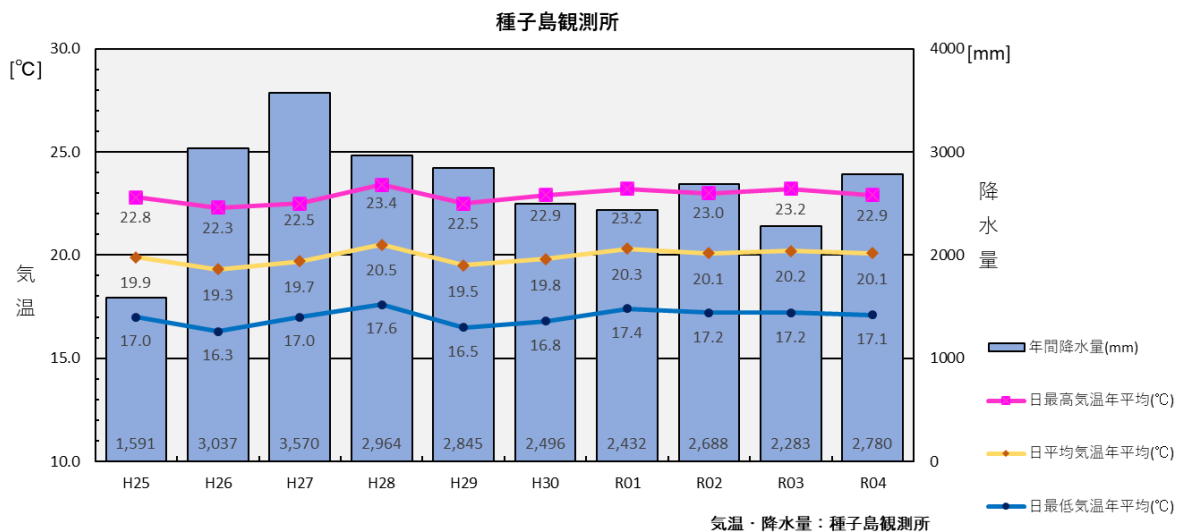
第1 気温

本市の年平均気温は 19.9℃で、黒潮の影響を受けて温暖な気候となっている。月平均気温は、1月が 11.7℃と最も低く、最も高くなる 8 月には 29.2℃まで上昇する。

5 月から 10 月までは月平均気温が 20 度を超え、夏の期間が長い。一方、冬の気温は 10℃以上あり、日の最低でも 0℃を下回ることはほとんどない。

第2 降水量

本市の年平均降水量は 2,668mm で、全国平均の 1,718mm（国交省水管理・国土保全局調べ）を上回っている。梅雨は 5 月末頃に入り 7 月初めごろ明け、台風は 7 月から 10 月までにかけて年に 4～5 回来襲する。夏から秋にかけての雨は台風、雷雨に伴う一時的な豪雨が多く、水害を起こす原因となっている。



第3 風速・風向

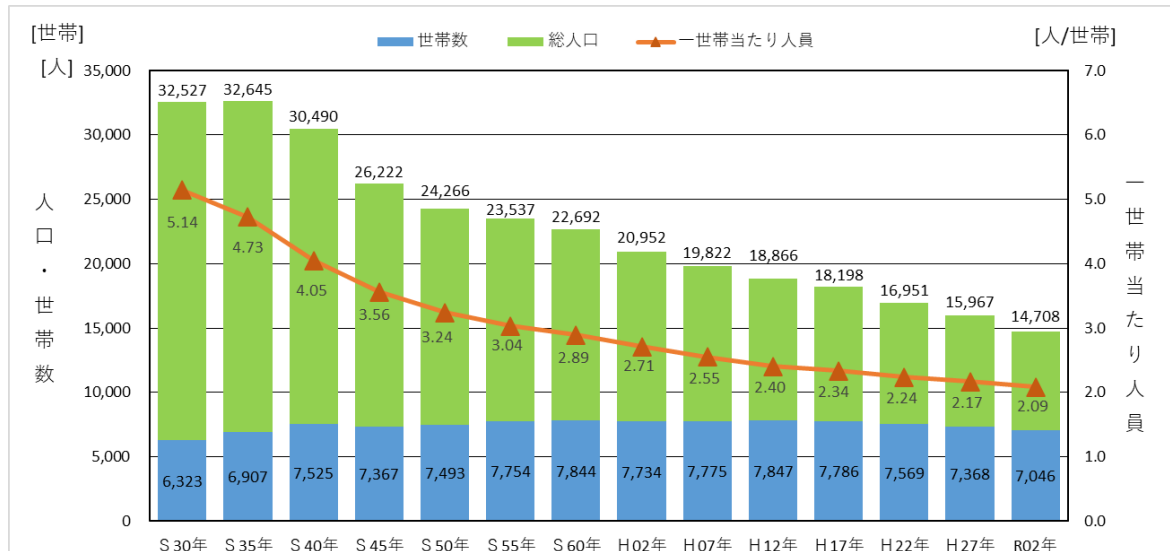
風速は、年平均風速 5.5m/s で、月別風速を見ると、12 月が 7.0m/s と強く、8 月～10 月が 5.0～6.0m/s と弱い。

風向きは、年間を通して北西の風が最も多く、次いで西南西の風が多い。冬期には季節風により北西の風が強くなる。本市の気候は温暖気候に近い亜熱帯性気候だが、宿命ともいえる台風常襲地帯にあたるので、農作物の被る影響も大きくなっている。

第3節 人口・世帯数

本市の人口は減少傾向が続いており、令和4年には14,486人となっている。

一方、世帯数は微増しているが、一世帯当たりの人員は減少しており、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。



資料：S30年～R2国勢調査

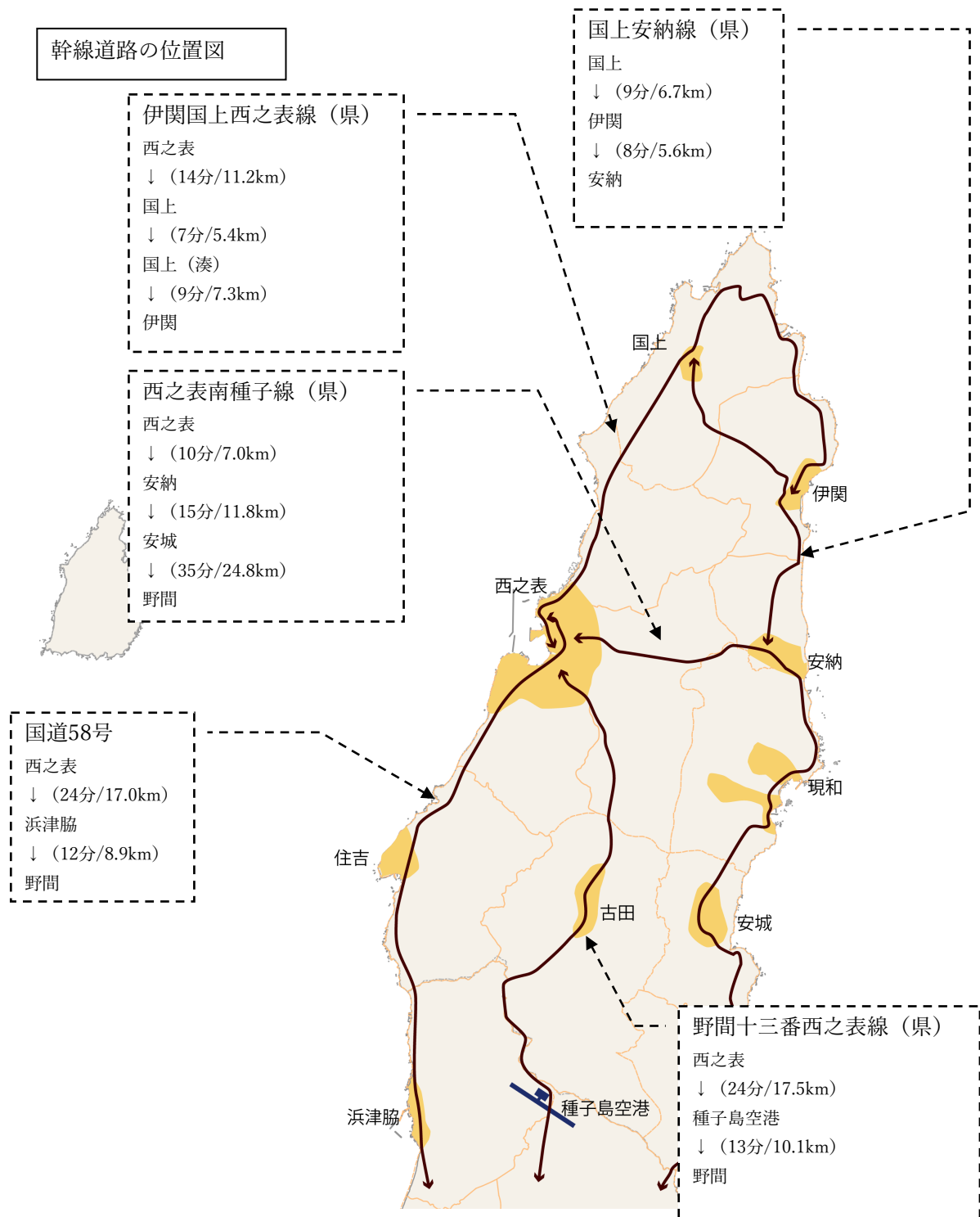
校区別世帯数及び人口

校区	世帯数	人口	校区	世帯数	人口
榕城	3,917	7,511	現和	636	1,133
上西	274	475	安城	161	285
下西	1,149	2,089	立山	47	82
国上	552	976	中割	51	70
伊関	215	385	古田	177	328
安納	198	349	住吉	462	803
			計	7,839	14,486

資料：令和4年度版統計にしのもて

第4節 道路の位置等

市内の道路網は種子島を縦断し中種子町・南種子町を結ぶ国道58号、市を東へ横断し島の東海岸を通り中種子町・南種子町を結ぶ県道75号線、西之表市と中種子町を島の中央部分で結ぶ県道76号線、市の外周を走り伊関・国上・西之表港を結ぶ県道581号線、国上から伊関へ横断し市の東海岸を走り安納と結ぶ県道591号線がある。また、市道は333路線（令和6年4月1日現在）からなる。



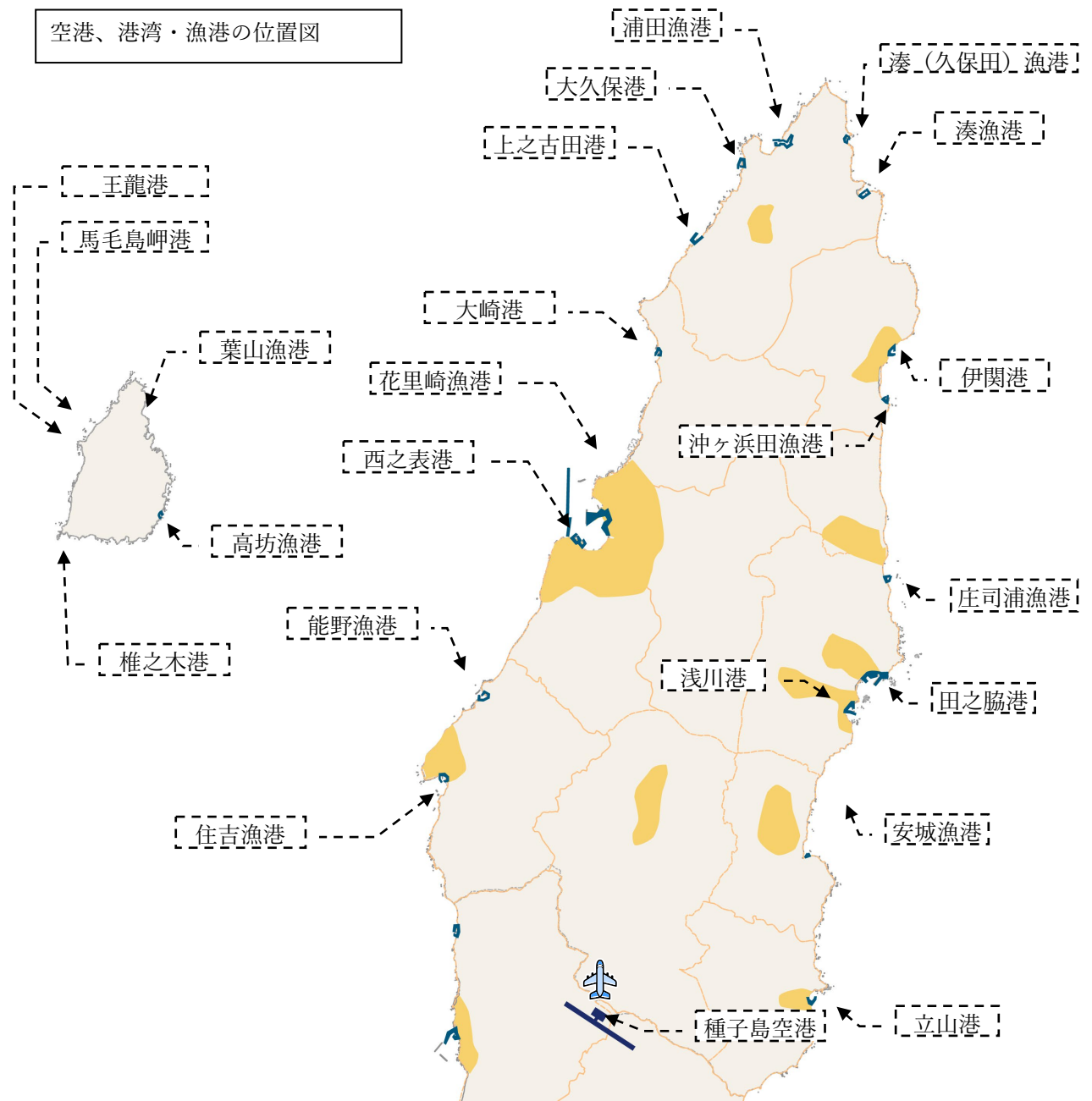
※縮尺は実際と異なります。

第5節 空港、港湾・漁港の位置等

空港は、新種子島空港が平成18年3月16日に供用を開始した。中種子町の北に位置し、西之表市中割校区に隣接している。滑走路長2,000メートルを有し、県の離島空港では徳之島空港、奄美空港に次ぐジェット化空港である。種子島鹿児島間を30分往復8便、定期便が就航している。

港湾は種子島に17港（うち西之表市域に8港）、馬毛島に3港があり、特に西之表港は市の表玄関の役割を果たす重要港湾である。現在フェリーや高速船ジェットフォイルが定期就航している。

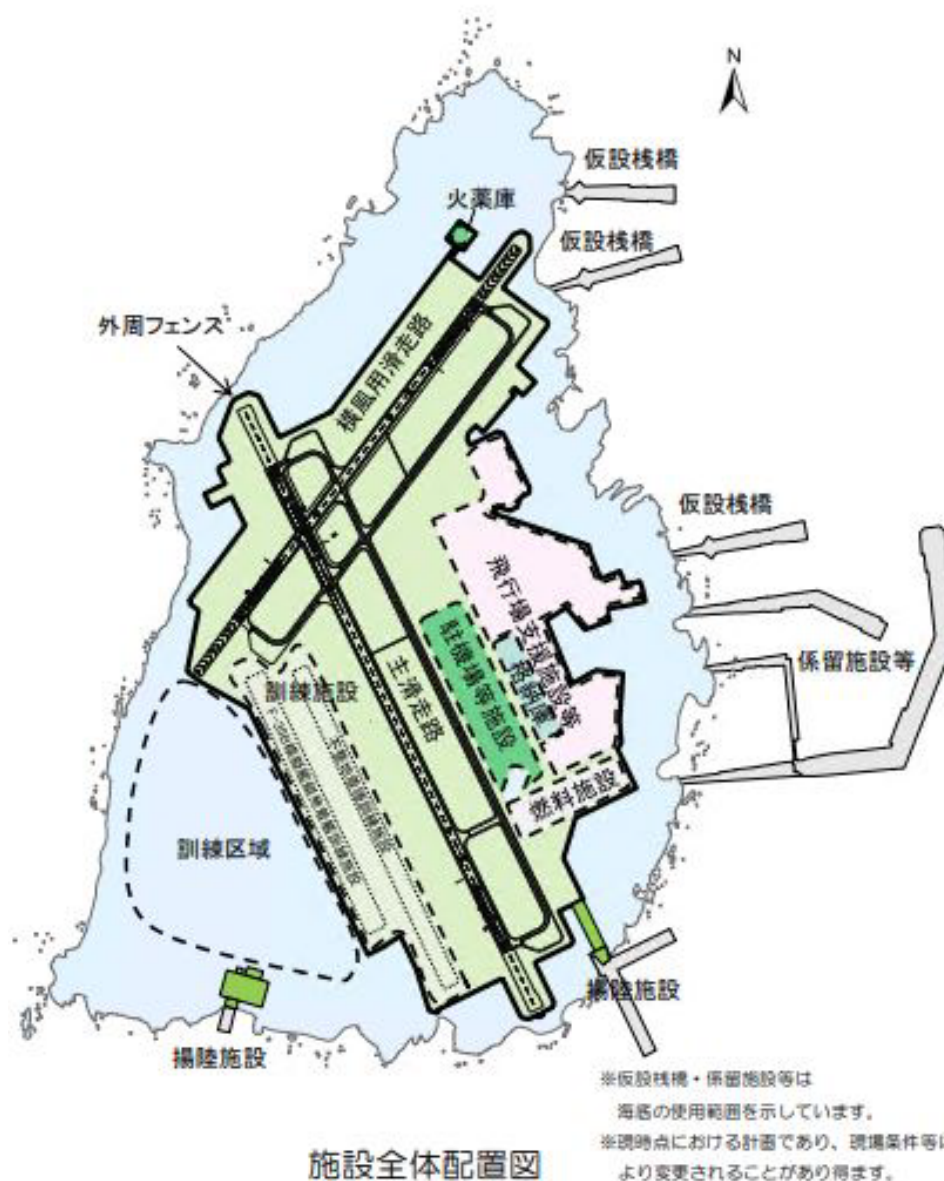
また、漁港は種子島に17港（うち西之表市域に8港）馬毛島に2港ある。



各港湾・漁港の係留施設に関する情報は、資料編のとおり。

第6節 自衛隊施設等

自衛隊施設については、西之表市の西方の12キロメートルにある馬毛島にて「航空自衛隊の馬毛島基地（仮称）」の建設が行われている。

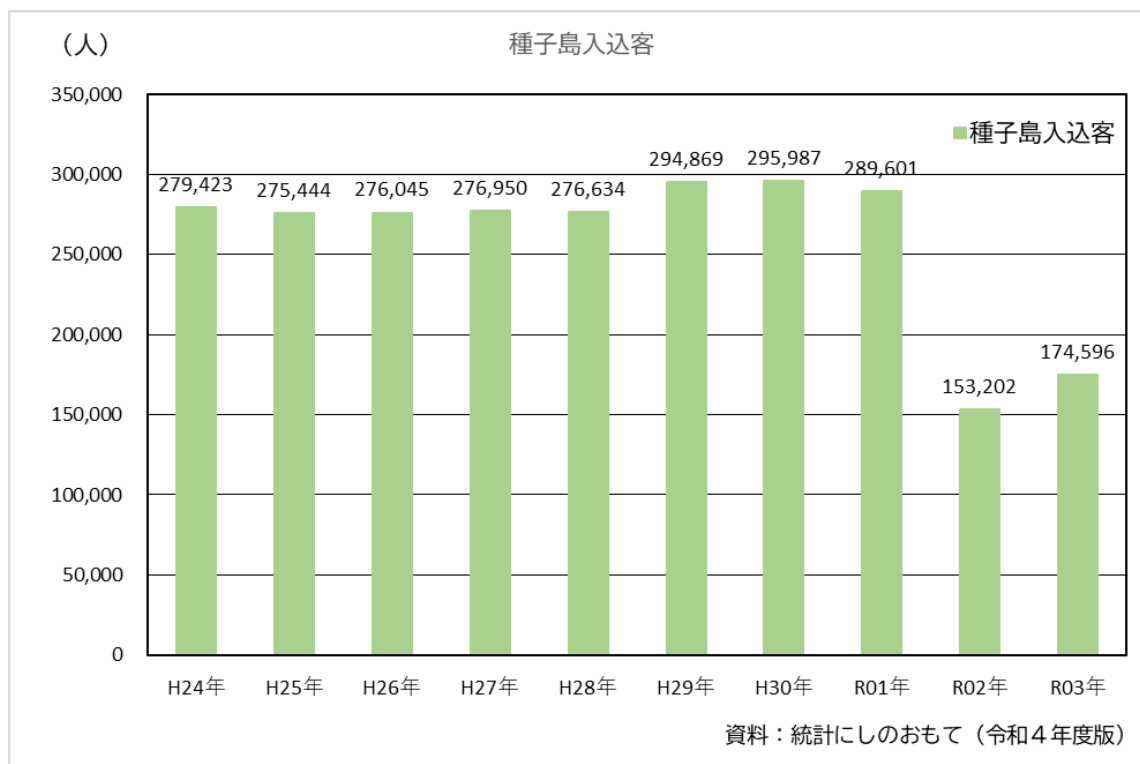


出典：防衛省ホームページ

(<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/mage/>)

第7節 観光客数

種子島への入込客は、令和元年度までは、毎年 28 万人程度であったが、令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の影響のため、15 万人程度まで落ち込んだ。



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

第1節 武力攻撃事態

第1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4つの類型を対象として想定されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

そこで、市国民保護計画においても、武力攻撃事態として、次に掲げる4類型を対象として想定している。

- 1 着上陸侵攻
- 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 3 弾道ミサイル攻撃
- 4 航空攻撃

第2 類型ごとの特徴

1 着上陸侵攻の場合

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うこととなる。

特徴	・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ・ 他国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。 ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。 ・ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ・ 被害は、主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。
留意点	・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

特徴	・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設、自衛隊施設などに対する注意が必要である。 ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。 ・ ダーティボムが使用される場合がある。
留意点	・ ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県、市町村、県警察は、第十管区海上保安本部及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・ 事態の状況により、知事が緊急通報を発令したり、市町村長又は知事が退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行う必要がある。

3 弾道ミサイル攻撃の場合

特徴	・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ・ 極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	・ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

4 航空攻撃の場合

特徴	・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを他国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。 ・ ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 ・ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
留意点	・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

第3 NBC攻撃の場合の対応

1 核兵器等

特徴	- 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。 - 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 - 残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。 - このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 - 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 - 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。
留意点	- 避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 - 汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。 - ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

2 生物兵器

特徴	- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 - 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
留意点	厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

3 化学兵器

特徴	・ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。 ・ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
留意点	・ 国、市町村等関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・ 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

第2節 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態（武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。）として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、県国民保護計画においては、次に掲げる事態例が対象として想定されている。

第1 攻撃対象施設等による分類

1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
①原子力事業所等の破壊	・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
②石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
③危険物積載船への攻撃	・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
④ダムの破壊	・ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
①大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・ 爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
②列車等の爆破	

第2 攻撃手段による分類

1 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	主な被害の概要
①ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	・ ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
②炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
③市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
④水源地に対する毒素等の混入	・ 飲料水摂取による人的被害や農作物等への被害である。

2 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

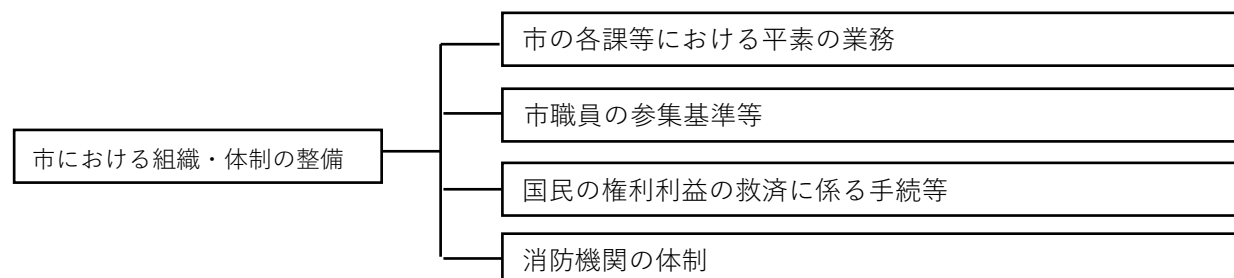
事態例	主な被害の概要
①航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ②弾道ミサイル等の飛来	・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び所掌事務等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各課等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。



第1 市の各課等における平素の業務（法41関係）

市の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各課等における平素の業務】

各課等名	平素の業務
総務課	1 国民保護に関する総合調整に関すること。 2 国民保護協議会の運営に関すること。 3 国民保護計画の見直し・変更に関すること。 4 初動体制等の整備に関すること。 5 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等、関係機関との連絡・調整・連携に関すること。 6 国民保護に関する相互応援協定等に関すること。 7 通信体制の整備、確保に関すること。 8 警報及び緊急通報の伝達に関すること。 9 国民保護措置に関する研修、訓練に関すること。 10 被災情報及び安否情報の収集、提供体制の整備に関すること。 11 特殊標章等の交付、許可に関すること。 12 救援物資の備蓄に関すること。 13 消防団との連絡調整に関すること。 14 警報及び緊急通報の伝達に関すること。 15 国民保護対策本部に関すること。 16 避難実施要領の策定に関すること。 17 避難誘導体制の整備に関すること。 18 物資、資機材の備蓄体制に関すること。 19 国民保護に関する啓発に関すること。 20 生活関連等施設の把握に関すること。 21 特殊標章等の交付及び管理に関すること（消防局長の所轄の消防職員を除く。） 22 広報体制の整備に関すること。 23 所管施設の安全確保に関すること。 24 その他各課等に属さない武力攻撃事態に関すること 等。
企画課	1 災害に関する国・県への要望書等に関すること。 2 住民情報等のデータ出力に関すること。 3 輸送機関の輸送能力等の把握に関すること 等。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

各課等名	平素の業務
地域支援課	1 自治会等の連携に関すること。 2 自主防災組織等に対する支援に関すること。 3 所管施設の安全確保に関すること 等。
財産監理課	1 国に対する負担金の請求及び関係書類の保管に関すること。 2 国民保護対策関係の予算に関すること。 3 輸送体制の整備に関すること。 4 所管施設の安全確保に関すること 等。
建設課	1 道路・河川及び橋梁の保全等の事前対策に関すること。 2 漁港・港湾の保全等の事前対策に関すること。 3 仮設住宅等の事前対策に関すること。 4 建設資機材の調達体制の整備に関すること。 5 その他復旧に係る事前対策に関すること。 6 所管施設の安全確保に関すること 等。
水道課	1 応急給水等体制の整備に関すること。 2 復旧用資機材の調達体制の整備に関すること。 3 所管施設の安全確保に関すること 等。
農林水産課	1 救援のための食品（米穀）の整備・備蓄に関すること。 2 農林水産関係団体との連絡調整に関すること。 3 所管施設の安全確保に関すること 等。
経済観光課	1 観光施設に対する啓発の支援に関すること。 2 商工関係団体・機関との連絡調整に関すること。 3 観光団体等との連絡調整に関すること。 4 観光客への情報提供のための体制整備に関すること。 5 所管施設の安全確保に関すること 等。
福祉事務所	1 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 2 救援のための備蓄用飲料水、食品（米穀を除く。）の整備・備蓄に関すること。 3 救援のための物資（他の課等に属するものを除く。）の備蓄・整備に関すること。 4 避難施設の運営体制に整備に関すること。 5 ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること。 6 福祉施設などの関係機関との連絡調整に関すること。 7 所管施設の安全確保に関すること 等。
健康保険課	1 医療、医薬品等の備蓄・整備に関すること。 2 医療、保健衛生の事前対策に関すること。 3 医師会などの関係機関との連絡調整に関すること。 4 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 5 所管施設の安全確保に関すること 等。
市民生活課	1 市民の相談及び問い合わせに関すること。 2 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。 3 在住外国人、関係団体等との連絡調整に関すること。 4 防疫の事前対策に関すること。 5 廃棄物処理に関すること。 6 所管施設の安全確保に関すること 等。
教育委員会	1 国民保護に関する学校における啓発に関すること。 2 公立学校等における避難誘導體制の整備に関すること。 3 児童生徒の安全確保に関すること。 4 文化財の保護に関すること。 5 国際人道法の普及、教育に関すること。 6 所管施設の安全確保に関すること 等。
高齢者支援課	1 介護施設等の事前対策に関すること。 2 要配慮者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 3 所管施設の安全確保に関すること 等。
税務課	1 市税の減免及び徴収猶予に関すること 等。

各課等名	平素の業務
西之表消防署	1 装備、資機材の整備に関すること。 2 危険物、高圧ガス、火薬類の保安体制に関すること。 3 消防機関、医療機関との連携に関すること。 4 通信体制の整備、確保に関すること。 5 警報及び緊急通報の伝達に関すること。 6 被災情報の収集、提供体制の整備に関すること。 7 避難誘導体制の整備に関すること。 8 要配慮者の支援体制整備に関すること。 9 国民保護に関する訓練に関すること。 10 特殊標章等の交付及び管理に関すること。 11 所管施設の安全確保に関すること 等
会計課 議会事務局 農業委員会 選挙管理委員会 監査委員事務局	1 他の課等に関する応援に関すること。 2 所管施設の安全確保に関すること 等。

第2 市職員の参集基準等（法 41 関係）

1 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

2 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、熊毛地区消防組合（西之表消防署）との連携や守衛との連絡体制の強化を図るなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

3 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
(1) 情報収集体制	総務課職員が参集
(2) 市危機対策本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
(3) 市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		(1)
	市の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		(2)
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全課等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	(1)
		市の全課等での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	(2)
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		(3)

※ (1)の体制を整えるかどうかの判断は、総務課長が行うものとし、(2)の体制を整えるかどうかの判断は、市長が行うものとする。

4 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

5 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、次のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長（市長）	副市長	総務課長	企画課長
副本部長（副市長）	総務課長	企画課長	市民生活課長
本部員（課等長）	各課等長	各課等長補佐	各係長

※ 事態の状況に応じ、市長の判断により上記の順位を変更することを妨げるものではない。

6 参集した職員の所掌事務

市は、3(1)～(3)の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

【参集した職員の主な所掌事務】

体 制	所 掌 事 務
①情報収集体制	・ 県及び関係機関からの情報収集 ・ 県及び関係機関への情報提供・連絡 ・ 通信の確保
②市危機対策本部体制	・ 市国民保護対策本部の対策部、班に準じた所掌事務による。
③市国民保護対策本部体制	・ 市国民保護対策本部の対策部、班の所掌事務による。

7 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、次の項目について定める。

- (1) 交代要員の確保その他職員の配置
- (2) 食料、燃料等の備蓄
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保 等

第3 国民の権利利益の救済に係る手続等（法6関係）

1 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問合せに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手 続 項 目	
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

2 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規則（平成16年西之表市規則第6号）の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第4 消防機関の体制（法41関係）

1 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2節 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

第1 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保（法35③④関係）

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように努める。

第2 県との連携（法3④、16④関係）

1 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当課室名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

2 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

3 市国民保護計画の県への協議（法35⑤関係）

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

4 市が行うべき事務の代行（法14、令2関係）

市は、市長が行うべき国民保護措置の全部又は一部を市長に代わって県が行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

5 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

第3 近接町との連携

1 近接町との連携

市は、近接町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接町相互間の連携を図る。

また、行政区域を跨る避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する町との間で緊密な情報の共有を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接町の消防機関（消防団）との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

第4 指定公共機関等との連携（法3④関係）

1 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、熊毛地区医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

3 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

第5 ボランティア団体等に対する支援（法4③関係）

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部、市社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、次のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

第1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された鹿児島地区非常通信連絡会との連携に十分配慮する。

第2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

なお、離島という特性から、島内と島外を結ぶ有線回線の不通等、通信に深刻な事態が発生した場合に備え、市防災情報システム（屋外放送等）の有線以外の通信手段の確保及び適正な管理に努めるとともに、関係機関の保有する通信手段の把握と相互利用の連携に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

施設・設備面	武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）及び市防災情報システム（屋外放送等）を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び市防災情報システム（屋外放送等）、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	国民に情報を提供するに当たって市防災情報システム（屋外放送等）、ホームページ、緊急速報メール、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4節 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

第1 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、市防災情報システム等を活用するなど、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

3 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報（人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報）の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

第2 警報等の伝達に必要な準備

1 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めるとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や市社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

2 市防災情報システム（屋外放送等）の活用

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる市防災情報システム（屋外放送等）を活用するとともに、今後その機能の充実、強化を図る。

3 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

4 県警察等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察及び鹿児島海上保安部（種子島海上保安署）との協力体制を構築する。

5 国民保護に係るサイレンの住民への周知

全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、武力攻撃等に関する情報伝達があった場合に、市防災情報システム（屋外放送等）が自動的に起動し、国民保護に係るサイレン音が屋外拡声子局等から流れる。

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

6 多数の者が利用する施設に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、フェリーターミナル、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

7 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

第3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

1 安否情報の種類、収集及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】（令23、24）

- | |
|--|
| 1 避難住民（負傷した住民も同様） <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名（フリガナ） ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所（郵便番号を含む。） ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） ⑦ 現在の居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 ⑩ 安否情報の回答等についての希望等 <ul style="list-style-type: none"> ア 親族・同居者への回答の希望 イ 知人への回答の希望 ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意 2 死亡した住民 <ul style="list-style-type: none"> （上記①～⑥に加えて） ⑪ 死亡の日時、場所及び状況 ⑫ 遺体が安置されている場所 |
|--|

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

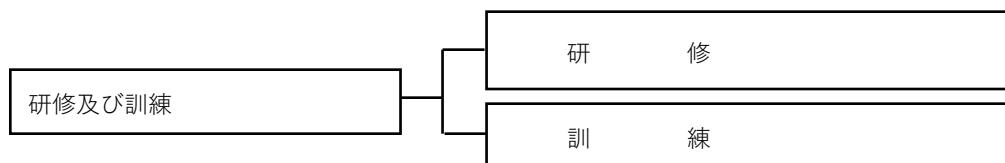
【被災情報の報告様式】

2 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。



第1 研修

1 市職員等に対する研修

市は、職員の研修の実施に当たっては、消防職員と連携するほか、国や県、危機管理に関する知見を有する自衛隊、鹿児島海上保安部等及び警察等の職員、学識経験者、テロ動向等危機管理の研究者等を講師に招くなど、外部の人材を積極的に活用するとともに、国、県等の研修機関を有効に活用する。

2 消防団や自主防災組織に対する研修

市は、県や消防職員と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※【内閣官房国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

第2 訓練（法42関係）

1 市における訓練の実施

市は、近隣町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、熊毛地区消防組合、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等との連携を図る。

また、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努め、また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- (1) 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練
- (2) 市対策本部設置運営訓練
- (3) 警報・避難の指示等の内容の通知・伝達訓練
- (4) 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- (5) 避難誘導訓練
- (6) 救援訓練

3 訓練に当たっての留意事項

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織等の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 市は、県と連携し、学校、病院、フェリーターミナル、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。なお、訓練の実施要請があったときに、職員の派遣など必要な支援・協力を行う。
- (6) 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

第1節 避難に関する基本的事項

第1 基礎的資料の整理

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を整理する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 1 住宅地図
（※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 2 区域内の道路網のリスト及び図面
（※ 避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト）
- 3 区域内の輸送施設のリスト及び図面
（※ 避難経路として想定される空港、港湾施設のリスト）
- 4 輸送力のリスト
（※ バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）
（※ バス網、保有車両数などのデータ）
- 5 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
（※ 建物構造、避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 6 備蓄物資、調達可能物資のリスト
（※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 7 生活関連等施設等のリスト
（※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 8 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 9 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
（※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 10 消防機関のリスト
（※ 消防本部・署の組織、消防団幹部の連絡先等）
（※ 消防機関の装備資機材のリスト）
- 11 避難行動要支援者の情報（名簿・個別避難計画等）
- 12 安心安全ガイドブック、各種ハザードマップ、その他印刷物

第2 隣接する町との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

第3 高齢者・障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係課等を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用することが重要である。

避難行動要支援者名簿等は、災害対策基本法第において作成を義務づけられている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報等について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

第4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

第5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校・事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2節 救援に関する基本的事項

第1 県との調整（法76関係）

市は、県から救援の一部の事務を当該市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

第2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

第3節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等（法79関係）

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

第1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- | |
|--|
| (1) 輸送力に関する情報 |
| ア 保有車輛、船舶等の数、種類、定員、運航区域制限 |
| イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など |
| (2) 輸送施設に関する情報 |
| ア 道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など） |
| イ 港湾・漁港（港湾名、漁港名、規模、係留施設数、係留施設に代用可能な構造物、接岸制限、管理者の連絡先など） |
| ウ 飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など） |

第2 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

第3 島外避難の備え

市は、市民の島外避難について、国（内閣官房、国土交通省）から示された「離島の住民の避難に係る運送事業者の空港機や船舶の使用についての基本的な考え方」（平成17年12月19日閣副安危第498号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知、国政調第169号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知）を踏まえ、県が体制を整備する島外避難に備え島内の避難実施要領の具体化に務めるものとする。市は、県及び指定地方公共機関との連携協力を努めるとともに、次に掲げる情報を把握するものとする。

- 全住民の避難を想定した場合に把握しておくべき情報
 - 1 島の全住民を避難させた場合に必要となる輸送手段
 - 2 想定される避難先までの輸送経路
 - 3 島からの輸送手段を受け入れる場合の受入体制
 - 4 島内にある港湾、空港等までの輸送体制 など
 - 5 平素からの避難行動要支援者の所在把握

第4 島外避難の経路把握等

市は、島外避難する必要と考えられる場合を見据え、対象となる複数の航路の特性を把握する上で、気象、海象の情報を常に収集し、それらの情報を常に県と共有し、県とともに島外避難にあたっての運航を計画する。

第4節 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

【市の避難施設一覧】

国民保護法施行令（第35条）で定める基準を満たす施設

番号	名称	町丁目・番（番地）・号	緊急一時 避難施設 ※1	地下施設 ※2
1	（旧）西之表市立鴻峰小学校	安城3 5 1 7	○	
2	西之表市立立山小学校（休校）	安城2 9 5 9	○	
3	西之表市立安城小学校	安城1 0 0 6	○	
4	（旧）西之表市立古田中学校	古田1 2 2 5	○	
5	西之表市立古田小学校	古田1 2 2 5	○	
6	西之表市立住吉小学技	住吉3 5 5 1	○	
7	（旧）西之表市立現和中学校	現和2 9 2 2	○	
8	西之表市立現和小学校	現和6 2 3 2	○	
9	西之表市立下西小学校	西之表1 5 3 5 8	○	
10	西之表市勤労青少年ホーム	西之表1 5 1 2 8 - 1	○	
11	西之表市立かもめ児童館	西之表1 4 4 1 4 - 2	○	
12	西之表市民体育館	鴨女町2 4 2	○	
13	西之表市立安納小学校	安納9 7 6	○	
14	西之表市民会館	西之表7 6 0 0	○	

第2編 平素からの備えや予防

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

15	(旧)西之表市立榕城中学校	西之表7617-4	○	
16	西之表市立榕城小学校	西之表7545	○	
17	西之表市老人福祉センター	桜が丘7779-94	○	
18	西之表市立美浜児童センター	西之表6386-3	○	
19	西之表市立上西小学校	西之表874	○	
20	西之表市立伊関小学校	伊関461-1	○	
21	西之表市保健センター	西之表7612	○	
22	西之表市立種子島中学校	西之表7376	○	
23	西之表市立国上小学校	国上2181	○	
24	上西区長事務所	西之表897-1	○	
25	下西校区公民館	西之表14969		
26	国上中央公民館	国上2011-6	○	
27	伊関本村公民館	伊関1111-1	○	
28	現和区長事務所	現和6232-7		
29	安城下之町公民館	安城1016-2	○	
30	立山公民館	安城2946-2		
31	古田中央公民館	古田1221		
32	住吉中央公民館	住吉3551		
33	県立種子島高等学校体育館	西之表9607-1	○	

※1 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)である施設及び地下施設

※2 緊急一時避難施設のうち避難可能な地下フロアがある施設

第5節 市における避難及び救援に関する平素からの備え

第1 避難実施要領のパターンの作成（法 61 関係）

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況や地域性について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

第2 輸送体制の整備等（法 71 関係）

市は、武力攻撃事態等における住民の避難について主体的な役割を担うため、市内における住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県、指定地方公共機関と連携して市内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

特に島外避難に利用可能な輸送手段・輸送施設等の資料の整備に努めるものとする。

第3 市長が実施する救援（法 76 関係）

市は、救援を迅速に行うため必要があるとき、県との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。

第6節 避難シェルター等の整備、確保に関する取組

第1 避難シェルター等の整備

市は、弾道ミサイルや航空攻撃等、短時間で国民保護措置の実施が必要とされる場合に備え、次の整備について、中長期的な必要性に踏まえつつ、検討することとする。

- 1 公共施設における耐震化、設置・補強工事等に伴う大規模な避難シェルターの整備

第2 避難シェルター等の確保

市は、鉄筋コンクリート造等堅牢な建物の地理的な分布状況、用途、建築面積、所有者、利用状況などについて把握するものとする。周辺の住民の避難シェルター等として利用可能な建物について、建物の権利者及び管理者に協議し、同意を得たうえ避難施設として指定することで、シェルター等の確保に努める。

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、発電所、浄水施設などの国民生活に関連を有する施設や、毒劇物や火薬類などの危険物質を取扱う施設等について、安全の確保に特別な配慮を行う必要がある。このため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、次のとおり定める。

第1節 生活関連等施設の把握等（法102関係）

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁、県担当窓口部局】

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県担当窓口部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	地域政策課
	2号	ガス工作物	経済産業省	消防保安課
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	生活衛生課
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	—
	6号	放送用無線設備	総務省	広報課 道路維持課
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	港湾空港課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	—
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	消防保安課
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	薬務課
	3号	火薬類	経済産業省	
	4号	高压ガス	経済産業省	—
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	—
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	危機管理課
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省	—
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	—
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣)	畜産課 危機管理課
	11号	毒性物質	経済産業省	—

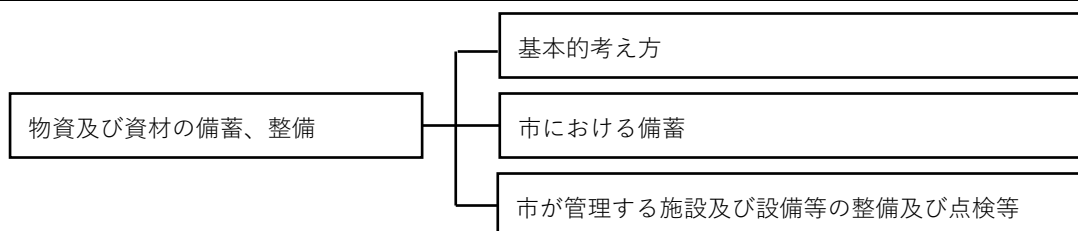
第2節 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて次の警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び鹿児島海上保安部との連携を図る。

- 1 来場者確認の徹底等の不審者対策
- 2 警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認
- 3 職員及び警備員による見回り・点検
- 4 ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める。



第1節 市における備蓄（法 142～146 関係）

第1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

第2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

第3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等について、県と密接に連携して努めるものとする。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。なお、離島の地理的特性を考慮し、備蓄・調達体制の充実を図るものとする。

第4 流通備蓄による対応

国民保護措置のために必要となる物資及び資材において、現物備蓄による品目、数量の確保が困難なものに関しては、生産・流通事業者からの流通備蓄により対応する。

※ 流通備蓄：災害発生時に必要な食料、生活必需品等物資の現物備蓄を補完するため、あらかじめ関係事業者と締結した「応急生活物資の供給協力に関する協定」に基づき、食料、生活必需品を調達する方法。

第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

第1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

第2 ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

第1節 国民保護措置に関する啓発（法43関係）

第1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性や武力攻撃事態における対処の基礎知識等について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

第2 消防団、自主防災組織の活性化

市は、県と連携し、住民の消防団への入団や、自主防災組織の充実など、消防団及び自主防災組織の活性化のために必要な啓発活動を行うとともに、資機材の整備やリーダー育成などその充実に必要な支援を行う。

第3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

第1 住民に期待される協力（法4関係）

県は、武力攻撃災害時において住民が自発的に行う協力事項について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

- 1 住民の避難や被災者の救援の援助（法70①、法80①）
- 2 消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助（法115①）
- 3 保健衛生の確保に関する措置の援助（法123①）
- 4 避難に関する訓練への参加（法42③）

第2 住民がとるべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社鹿児島県支部、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3 備蓄に関する啓発

市は、住民に対し、防災における備蓄品とも関連し、食料品、飲料水、及び生活必需品について、3日間を目安として、各家庭に備えるように啓発を図る。

第4 市における国民保護に関する啓発（法43関係）

市は、県が実施する啓発に準じて、様々な媒体等を活用して住民等に対する啓発を行うよう努めるものとし、県国民保護計画に準じて、市国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

このような場合において、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、次のとおり定める。

初動連絡体制の迅速な確立
及び初動措置

市の初動体制の確保

武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

第1節 市の初動体制の確保

第1 情報収集体制

市は、当該区域や周辺の海域において、危機事象や武力攻撃災害等の兆候を把握した場合や武力攻撃事態等の認定が行われたものの本市に対して対策本部設置の指示がない場合で、総務課長が必要と認めたときは、速やかに情報収集体制を整え、情報収集に努めるとともに、県及び関係機関との連絡体制を確保する。

第2 市危機対策本部等の設置

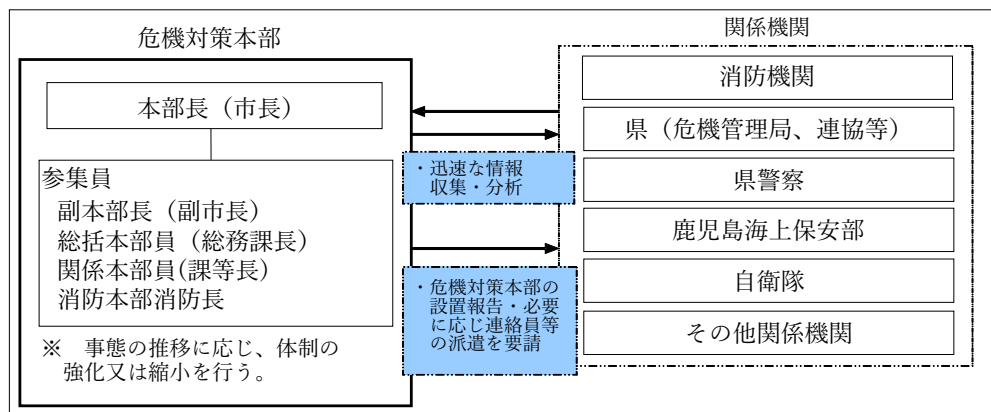
- 市は、市の区域等及び周辺の海域において、多数の人を殺傷する行為や武力 攻撃事態等の認定につながる可能性のある危機事象の発生を把握した場合においては、市危機対策本部を設置する。

市危機対策本部は、市対策本部員のうち、総務課長など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。

- 市危機対策本部は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市危機対策本部を設置した旨について、県及び市議会に連絡を行う。

この場合、市危機対策本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関等との通信を確保する。

※【市危機対策本部の構成等】＜イメージ＞



第3 初動措置の確保

市は、市危機対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定若しくは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災対法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するなどの必要な措置を行う。

また、市は、警職法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を実施するほか、必要に応じ、本市に市対策本部を設置すべき市の指定をするよう国に要請するなど、法に基づく各種措置を実施する。

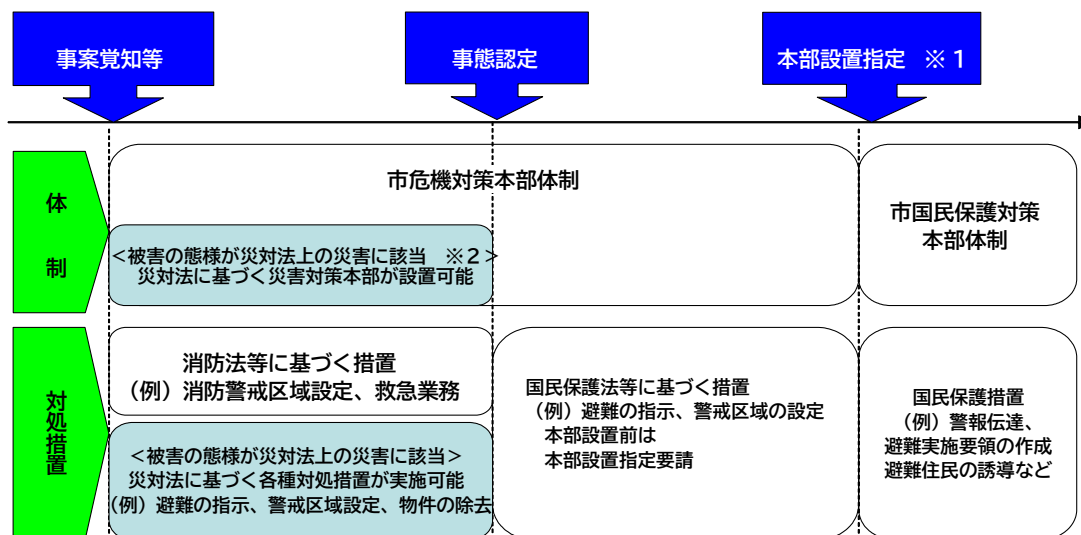
第4 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

第5 市国民保護対策本部への移行に要する調整

市危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市危機対策本部は廃止する。

市対策本部の設置前に災対法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災対法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、又は、市危機対策本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

第1節 市対策本部の設置（法27～30関係）

第1 市対策本部の設置の手順（法27①関係）

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

(2) 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

市長は、市対策本部を設置したときは、県及び市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

(3) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、市防災情報システム（屋外放送等）の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(4) 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎庁議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

(5) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(6) 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により指定した予備施設の中から市対策本部を設置する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

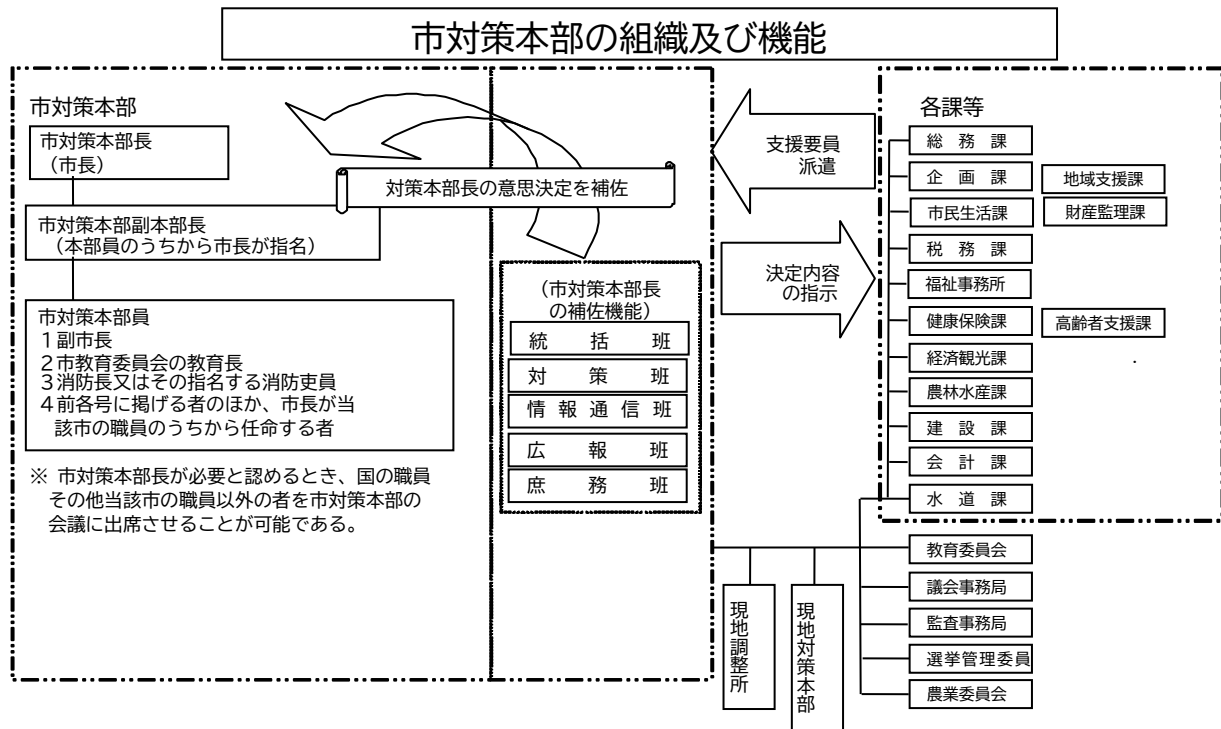
第2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等（法26②関係）

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

第3 市対策本部の組織構成及び機能（法28④関係）

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能】



※ 市対策本部における決定内容等を踏まえて課等において措置を実施するものとする（市対策本部には、各課等から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【市対策本部長の補佐機能の編成】

	機 能
統括班	- 市対策本部会議の運営に関する事項 - 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	- 市が行う国民保護措置に関する調整 - 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 - 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班	- 次の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 - 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 - 通信回線や通信機器の確保
広報班	被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	- 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 - 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

※【市の各課等における武力攻撃事態における業務】

責任者	課、係等名	所掌事務
市長	共 通	市国民保護措置の実施に関すること。
総務課長	防災消防係 法制文書係	1 市国民保護措置の総括に関すること。 2 市国民保護対策本部の設置・運営に関すること。 3 市内における国民保護措置の総合調整に関すること。 4 国民保護措置に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊等との連絡調整に関すること。 5 避難実施要領の策定に関すること。 6 警報、避難の指示の伝達等に関すること。 7 消防に関すること。 8 市防災情報システム（屋外放送等）に関すること。 9 自主防災組織との連絡調整に関すること。 10 安否情報の収集・提供等に関すること。 11 危険物質等の保安対策に関すること。 12 被災状況の収集・報告に関すること。 13 特殊標章等の交付等に関すること。 14 国民保護に係る備蓄等に関すること。 15 ヘリポートの使用に関すること。
	秘書広報係	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察者に関すること。 3 外国人の保護に関すること。 4 広報に関すること。 5 写真等による情報の記録・収集等に関すること。 6 報道機関との連絡調整に関すること。 7 その他広報資料の収集及び提供に関すること。
	人事係	1 災害の配備要員の編成、招集及び出動の状況把握及び記録に関すること。 2 職員の応援派遣及び受入れに関すること。 3 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。
企画課長	企画調整係 情報政策係 馬毛島対策係 政策推進係 歴史文化活用係	1 公共交通機関の被害調査に関すること。 2 情報通信手段の確保に関すること。 3 安否情報の収集・提供等に関すること。 4 被災状況の収集・報告に関すること。
地域支援課長	コミュニティ推進係 協働推進係	1 避難住民の誘導に関すること。 2 自主防災組織との連絡調整に関すること。
財産監理課長	財政係	国民保護措置に必要な経費の予算経理に関すること。
	管理・登記係 地籍調査係	1 避難住民の運送の計画、手配、運営に関すること。 2 各対策班の配車計画及び緊急物資等の輸送に関すること。 3 市有財産の管理及び被害調査に関すること。 4 災害対策用物資の調達及び出納保管に関すること。 5 市役所仮庁舎・現地対策本部の設置、移転等に関すること。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

責任者	課、係等名	所掌事務
建設課長	建設課管理係	1 土木関係対策の総括及び土木関係被害の報告に関すること。 2 ライフライン（電気・ガス・電話）の確保に関する連絡調整に関すること。 3 土木資機材等の手配に関すること。 4 特殊車両の通行許可に関すること。 5 港湾、漁港及び海岸の被害調査、報告及び復旧に関すること。 6 緊急輸送施設（港湾、漁港、海岸）の確保に関すること。
	建築住宅係	1 市営住宅に関すること。 2 応急仮設住宅等の手配、建設、供与に関すること。 3 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達に関すること。 4 被災者住宅の再建支援に関すること。 5 建築関係被害調査及び災害対策に関すること。
	土木係 都市計画係 建設課管理係	1 道路の状況確認・確保・情報提供に関すること。 2 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関すること。 3 公共土木施設等の被害調査、報告及び復旧に関すること。 4 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関すること。 5 水防法に基づく諸対策に関すること。
水道課長	水道課	1 水道関係被害調査、報告及び対策に関すること。 2 水道施設の防災及び応急復旧対策に関すること。 3 飲料水等の摂取制限並びに供給及び給水に関すること。 4 水道修繕工事委託業者との連絡に関すること。
農林水産課長	農政管理係	農林水産関係対策の総括及び農林水産関係被害の報告に関すること。
	営農振興係	1 農作物等及び畜産関係の被害調査に関すること。 2 農作物被害予防対策の確立及び普及に関すること。 3 飼料及び畜産物に関すること。 4 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 5 炊き出し用主食及び副食物の調達及びあっせんに関すること。 6 救援用食糧及び副食物の調達及びあっせんに関すること。 7 農家に対する災害復旧に係る金融に関すること。
	農業土木係	1 農道及び農業用地その他の農業用施設等の被害調査及び復旧に関すること。 2 西京ダムに関すること。 3 林道及び林業用施設等の被害調査及び復旧に関すること。 4 農道及び林道の状況確認・確保・情報提供に関すること。 5 土地改良財産の被害調査及び復旧に関すること。
	林務係 水産係	1 林業関係の被害調査及び復旧に関すること。 2 林産物資に関すること。 3 水産関係の被害調査及び復旧に関すること。 4 避難用船艇のあっせんに関すること。 5 緊急輸送施設の確保に関すること。 6 海上流出油対策に関すること。 7 漂流物及び沈没品に関する情報収集、保管、対処等に関すること。
経済観光課長	商工政策係 観光交流係 ふるさと納税推進係	1 商工、観光関係の被害調査、報告及び対策に関すること。 2 被災商工業者等に関する融資のあっせんに関すること。 3 災害用物資及び燃料の供給に関すること。 4 観光客の保護及び安否情報の収集に関すること。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

責任者	課、係等名	所掌事務
福祉事務所長	援護係 社会福祉係	1 避難行動要支援者の状況把握及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び運営に関すること。 3 り災者の援護に関すること。 4 救援物資の輸送及び配給に関すること。 5 救援状況の報告に関すること。 6 人、住宅等の被害調査に関すること。 7 ボランティア活動の総合調整に関すること。
	子育て支援係	1 保育所の災害対策、被害調査、報告及び応急対策に関すること。 2 保育所園児の保護及び応急保育に関すること。
健康保険課長	健康増進係 国保年金係	1 り災者の応急救護に関すること。 2 医療、助産（人員・医薬品・資機材・施設等）に関すること。 3 住民の健康維持に関すること。 4 入浴施設、トイレ等の確保及び提供に関すること。 5 有毒物質等の保安対策に関すること。
高齢者支援課長	高齢者支援係 介護保険課係	1 介護（人員・介護用品、施設等）に関すること。 2 避難行動要支援者の状況把握及び保護に関すること。
市民生活課長	市民係 西京苑管理係	1 被災地域の消毒、防疫計画に関すること。 2 感染症等の予防に関すること。 3 廃棄物の運搬、処分計画に関すること。 4 死体の埋火葬に関すること。 5 西京苑の災害対策、被害調査、報告及び応急対策に関すること。 6 衛生関係の被害調査及び報告に関すること。 7 交通安全対策及び治安対策に関すること。 8 安否情報の収集・提供等に関すること。
教育委員会 総務課長	教育委員会総務課 学校教育課 給食係	1 児童生徒の保護に関すること。 2 児童生徒の応急教育に関すること。 3 文教施設等の被害調査、報告及び応急対策に関すること。 4 被災者等に対する食糧の炊き出し及び配給に関すること。 5 救援物資の輸送及び配給に関すること。
社会教育課長	社会教育課	1 避難住民の誘導に関すること。 2 文化財の保護に関すること。 3 文教施設等の被害調査、報告及び応急対策に関すること。
税務課長	税務課 会計課 議会事務局 農業委員会 選挙管理委員会 監査委員事務局	1 避難住民の誘導に関すること。 2 各課等の応援。

第4 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報、相談体制を整備する。

【市対策本部における広報体制】

1 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

2 広報手段

市防災情報システム（防災ラジオ・屋外拡声子局等）、広報車、エリアメール、広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

3 住民相談窓口の設置

国、県等と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する住民相談窓口を設置する。

4 留意事項

- (1) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- (2) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- (3) 県と連携した広報体制を構築すること。

第5 市現地対策本部の設置（法28⑧関係）

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

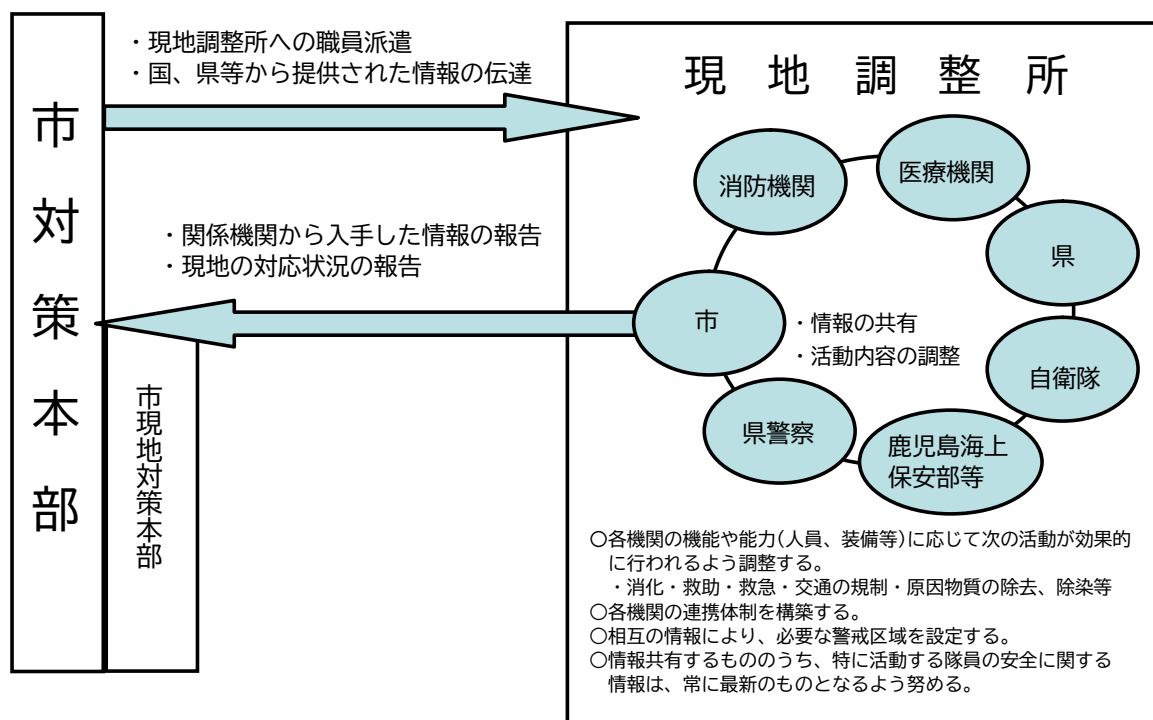
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

第6 現地調整所

1 現地調整所の設置

- (1) 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は県により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。
- (2) 現地調整所は、災害（武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市又は県のうち、最も適切に対処し得る団体により設置されるものとする。ただし、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市の区域を越えて実施される場合等には、知事が設置するものとする。
- (3) 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。県又は市は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

【現地調整所の組織編成例】



2 現地調整所の活動

(1) 現地調整所の運営

現地調整所の運営は、原則として現地調整所を設置した県又は市の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行うものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集して、協議を行うものとする。

(2) 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

現地調整所における主な確認・調整事項は次に掲げるとおりとする。

ア 避難住民の誘導

イ 消防活動

ウ 被災者の救援（医療の提供、被災者の搜索及び救出等）

エ 汚染原因物質の除去又は除染

オ 警戒区域の設定、交通の規制カ 応急の復旧

キ 広報

(3) 現地調整所の性格について

ア 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。

イ 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。

ウ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。

また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

エ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。

オ 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは困難であるが、市は、市国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順についても意見交換を行うことが重要である。

第7 市対策本部長の権限（法29⑤～⑩関係）

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

1 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整（法29⑤関係）

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

2 県対策本部長に対する総合調整の要請（法29⑥⑦関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

3 情報の提供の求め（法29⑧関係）

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

4 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め（法29⑨関係）

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

5 市教育委員会に対する措置の実施の求め（法29⑩関係）

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

第8 市対策本部の廃止（法30関係）

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

市長は、市対策本部を廃止したときは、県及び市議会に市対策本部を廃止した旨を連絡する。

第2節 通信の確保

第1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話又はインターネット（必要に応じて Starlink（スターリンク）を利用）、L G W A N（総合行政ネットワーク）、市防災情報システム（屋外放送等）により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

第2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

第3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

第1節 国・県の対策本部との連携（法3④関係）

第1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

第2 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、市が、国、県の現地対策本部に参加することにより、その運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

第3 国の武力攻撃事態等合同対策協議会等との連携

県及び市は、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急処理事態合同対策協議会（以下「合同対策協議会」という。）を開催したときは、県及び関係市町村の対策本部長又はその指名する県及び関係市町村の対策本部員を合同対策協議会に出席させ、国民保護措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置等について相互に協力するものとする。

第2節 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

第1 知事等への措置要請（法16④関係）

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請（法16⑤関係）

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

第3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請（法21③関係）

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等（法20関係）

- 1 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊鹿児島地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員である隊員を通じて、防衛大臣に連絡する。

- 2 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（同法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託（法17～19関係）

第1 他の市町村長等への応援の要求（法17関係）

- 1 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- 2 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

第2 県への応援の要求（法 18 関係）

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

第3 事務の一部の委託（法 19、令 4 関係）

- 1 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- 2 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請(法 151～153 関係)

- 1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- 2 市は、1 の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1 の職員の派遣について、あつせんを求める。

第6節 市の行う応援等

第1 他の市町村に対して行う応援等（法 17、19 関係）

- 1 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- 2 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

第2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等（法 21②関係）

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場

合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等（法4③関係）

第1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

第2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県及び市社会福祉協議会と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

第8節 住民への協力要請（法4 関係）

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

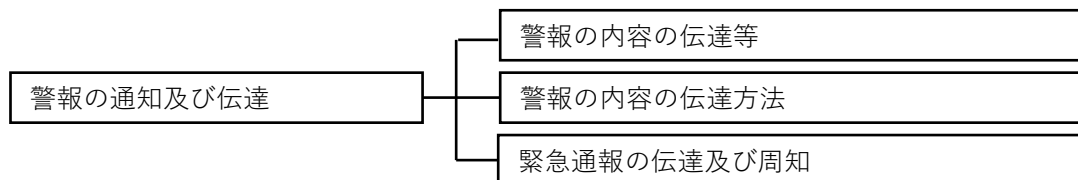
なお、住民による協力は、住民の自発的な意思に委ねられるものであるもので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

- 1 避難住民の誘導（法70 関係）
- 2 避難住民等の救援（法80 関係）
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（法115 関係）
- 4 保健衛生の確保（法123 関係）

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

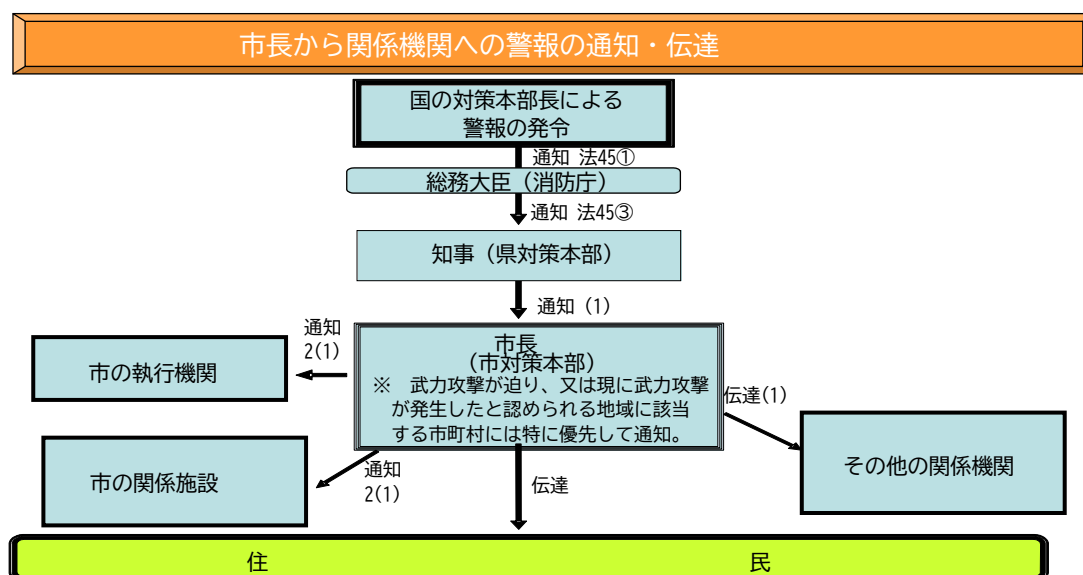
市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。



第1 警報の内容の伝達等（法47関係）

- 1 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡し、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。
- 2 警報の内容の通知
 - (1) 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
 - (2) 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.nishinoomote.lg.jp>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり。



※ 市長は、ホームページ（<http://www.city.nishinoomote.kagoshima.jp>）に警報の内容を掲載

※ 警報の伝達に当たっては、市防災情報システム（屋外放送等）のほか拡声器を活用することなどにより行う。

第2 警報の内容の伝達方法（法47関係）

1 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している市防災情報システム（防災ラジオ・屋外拡声子局）により、原則として次の要領により情報を伝達する。

（1）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、市防災情報システムで国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

（2）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、市防災情報システムやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの市防災情報システムによる伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

2 自主防災組織等との連携

市長は、消防機関と連携し、又は自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部・消防署は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うこととされている。消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の保有する手段を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

3 要配慮者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係課等との連携の下で避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

4 警報解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする（その他は警報の発令の場合と同様とする。）。

第3 緊急通報の伝達及び通知（法 100②関係）

知事は、武力攻撃災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令することとされている。

1 武力攻撃災害が発生した場合

（例：武力攻撃に伴って火災が発生している場合）

2 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

（例：ダムや堤防の決壊等の危険が急迫している場合など）

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、迅速に緊急通報の発令を行うこととされている。

緊急通報の住民や関係機関及び多数の者が利用する施設等の管理者への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2節 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための市の責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

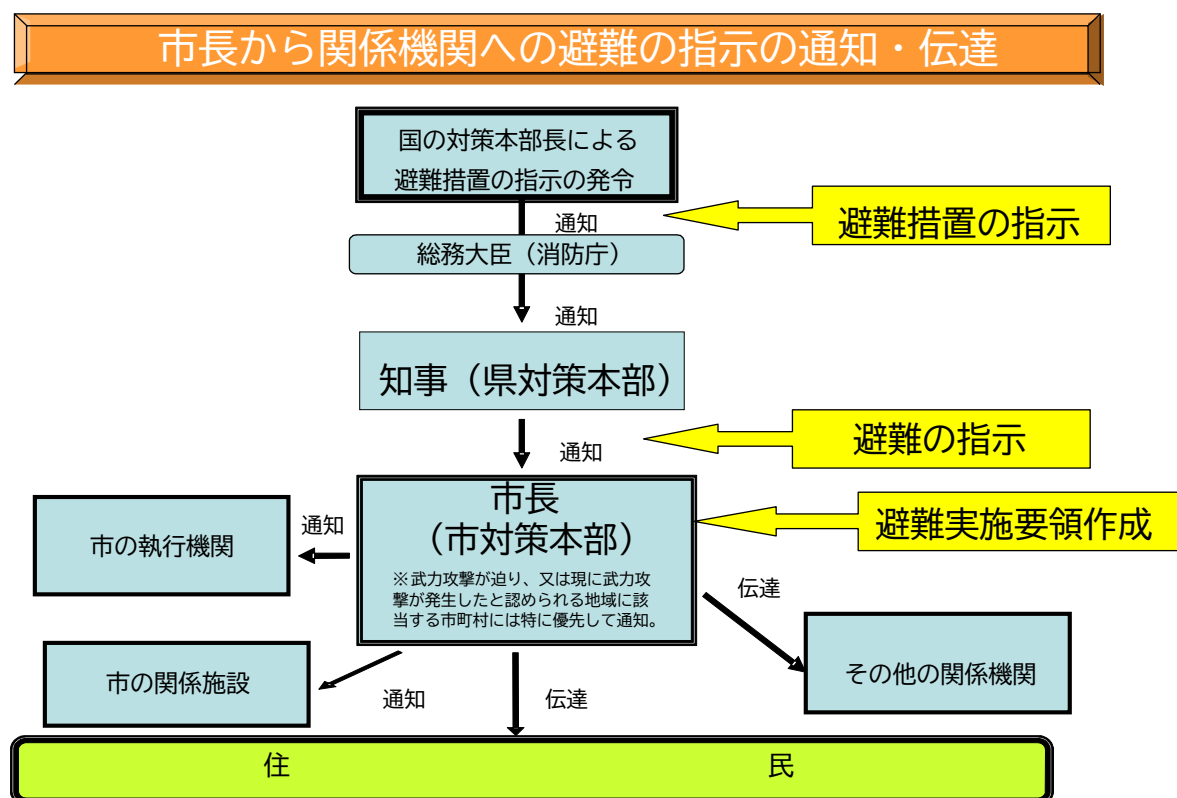
第1 県からの避難措置の指示の通知

- 1 市長は、県を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け、又は通知を受けた場合には、速やかに受信した旨を連絡する。
- 2 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

第2 避難の指示の通知・伝達（法54④関係）

- 1 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては次のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難先地域の市町村長への通知

知事は、避難の指示をしたときは、避難先地域を管轄する市町村長に直ちに通知するとともに、受信確認を行う。

3 避難の指示の放送(法 57 関係)

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送に当たっては、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

また、放送事業者である指定公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとされている。

放送に当たっては、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとされている。

第3 避難実施要領の策定（法 61 関係）

1 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【市国民保護計画の避難実施要領の記載項目】

(1) 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする。)

(2) 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館)

(3) 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点になるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。

集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。)

(4) 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

(例：バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00)

(5) 集合に当たっての留意事項

集合後の自治会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合に当たっては、要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

(6) 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。)

(7) 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

(8) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、要配慮者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び町内会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

(9) 観光客等への対応

観光客等の避難誘導を円滑に実施するために、観光関係の団体や宿泊施設等に協力を要請するなど、観光客等への対応方法を記載する。

(例：観光客等の避難誘導に際しては、観光関係の団体や宿泊施設等に市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)

(10) 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

(11) 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、そのための支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18：00 に避難住民に対して、食料、水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

(12) 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯など必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

(13) 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：市対策本部 TEL 0 9 9 - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ 担当 ○ ○)

2 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、次の点に考慮する。

- (1) 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- (2) 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- (3) 避難住民の把握
- (4) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難）
(運送事業者である指定地方公共機関等による運送)
- (5) 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- (6) 要援護者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿や個別避難計画、避難行動要支援者支援班の設置）
- (7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- (8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- (9) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- (10) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

なお、参考までに避難実施要領のイメージは次のとおりである。

避難実施要領（案）

鹿児島県A市長

○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

A市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) A市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1高校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

バスの場合：A市A1地区の住民は、A市立A1小学校グラウンドに集合する。

その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、B市立B1高校体育館に避難する。

鉄道の場合：A市A1地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。

その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はAA通りを使用すること。

集合後は、○日○時○分発B市B1駅行きの電車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。

船舶の場合：A市1地区の住民は、A市A港に、○日○時○分を目途に集合する。

その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○日○時○分発B市B1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・・以下略・・・・

- (2) A市A2地区の住民は、B市B2地区にあるB市立B2中学校を避難先として、○日○時○分を目途に住民の避難を開始する。

・・・・以下略・・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、次に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りをを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。
(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。

また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

(4) 観光客等に対する避難誘導

観光客等の避難誘導に際しては、観光関係の団体や宿泊施設等に、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は次のとおりとする。

A市対策本部担当△山○男

T E L 0×-52××-××51 (内線××××)

F A X 0×-52××-××52

・・・以下略・・・

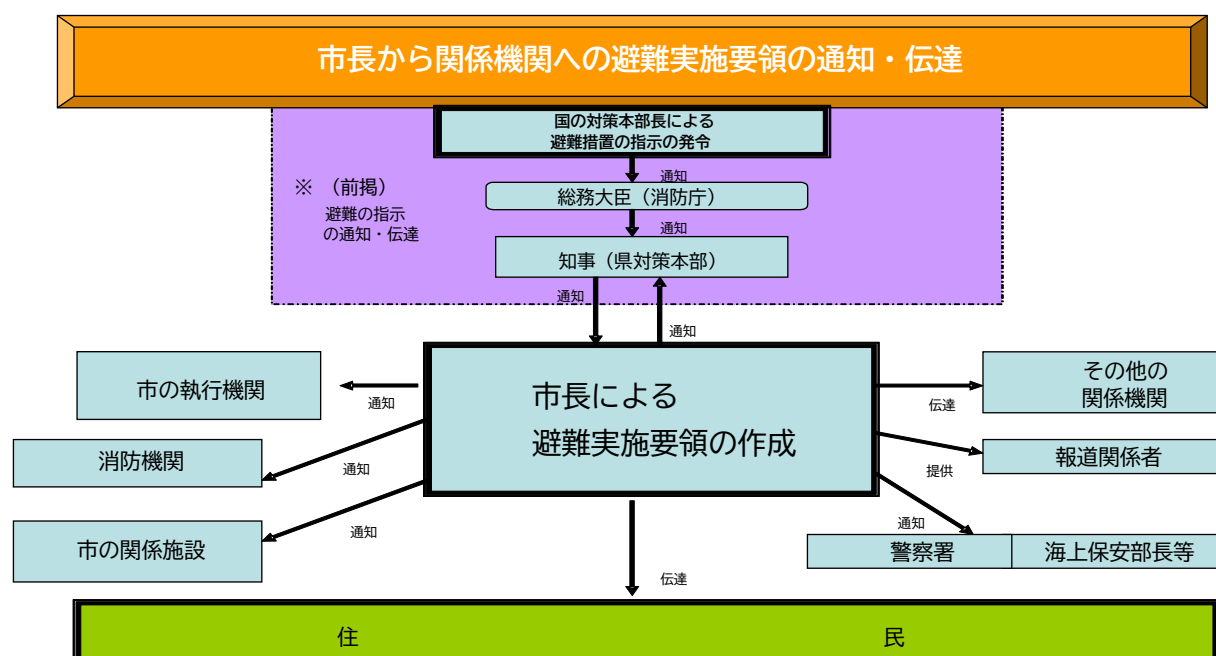
3 避難実施要領の内容の伝達等（法 61③関係）

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、県、熊毛地区消防組合消防本部消防長、種子島警察署長、海上保安部長（種子島海上保安署長）等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

※市長から関係機関への避難実施要領の通知・伝達の仕組みは、次のとおり。



第4 避難住民の誘導

1 市長による避難住民の誘導（法 62 関係）

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防長（西之表消防署長）及び消防団長を指揮するとともに、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携（法 63、64 関係）

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、種子島警察署長、海上保安部長（種子島海上保安署長）等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 避難行動要支援者への配慮

市長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、避難行動要支援者名簿等を基に、避難支援者や消防団、自主防災組織、自治会等と協力して、要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

7 残留者等への対応（法 66 関係）

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

8 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

9 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

10 通行禁止措置の周知

道路管理者である市及び県は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

11 県に対する要請等（法 18 関係）

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

12 避難住民の運送の求め等（法 71、72 関係）

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

13 避難住民の復帰のための措置（法 69 関係）

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

14 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

第5 武力攻撃事態等の類型に応じた県の留意事項

1 着上陸侵攻の場合

- (1) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。
このため、県は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。
- (2) 県は、大規模かつ広域的住民避難に伴う混乱発生の防止に努め、県警察による交通規制を適宜実施するとともに、早期に広範な地域の住民を避難させるための輸送力の確保に努める。
- (3) 大規模な着上陸侵攻の場合の当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- (1) 国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、県は、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する。
なお、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難の指示を行う。
- (2) 知事は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- (3) 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町村と県警察、第十管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町村長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。
また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

※【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）	
	鹿児島県知事 ○月○日○時現在
○ 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。	
○ AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。	
○ BB地区の住民については、市町村長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。	
健常者は徒歩や自転車等による自力で避難することとし、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。	

- (4) 知事は、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合もあることから、かかる場合には、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避の指示をする。

3 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- (1) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

- (2) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

※【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（一例）	
鹿児島県知事 〇月〇日〇時現在	
○ 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。 その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階などに避難すること。	
○ 次の避難措置の指示が行われるまで、該当屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。	
（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）	
○ 要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。 弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・	

4 急襲的な航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

5 NBC攻撃の場合

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させたり、皮膚の露出を極力抑えるため手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用したり、マスク等を着けさせる等安全の措置を講ずるとともに、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行う。

さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行う。

6 核攻撃等の場合

- (1) 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、爆心地周辺から直ちに離れ、堅ろうな施設等に避難させ、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用するなどの指示を行い、その後、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。
- (2) 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。
- (3) 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、関係機関は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

- (4) ダーティボムによる攻撃の場合は、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の堅ろうな施設等に避難させる。

7 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずるものとする。

8 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

化学剤は、一般的に空気より重いため、関係機関は、可能な限り高所に避難させる。

第5章 救援

市は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事が行う救援に関する措置を補助する必要がある。また、知事から救援に関する措置を講ずるべき指示があった場合には、市長は、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容や実施方法等について、次のとおり定める。

第1節 救援の実施

第1 救援の実施（法76関係）

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- 1 収容施設の供与
- 2 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の搜索及び救出
- 5 埋葬及び火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 死体の搜索及び処理
- 10 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

※【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な研究・検討を進めていくこととする。

第2節 関係機関との連携

第1 県への要請等（法 16、18 関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

第2 他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

第3 日本赤十字社との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社鹿児島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社鹿児島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

第4 緊急物資の運送の求め（法 79 関係）

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

第1 救援の基準等（法 75③、令 10、11 関係）

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25 年内閣府告示第229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

第2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

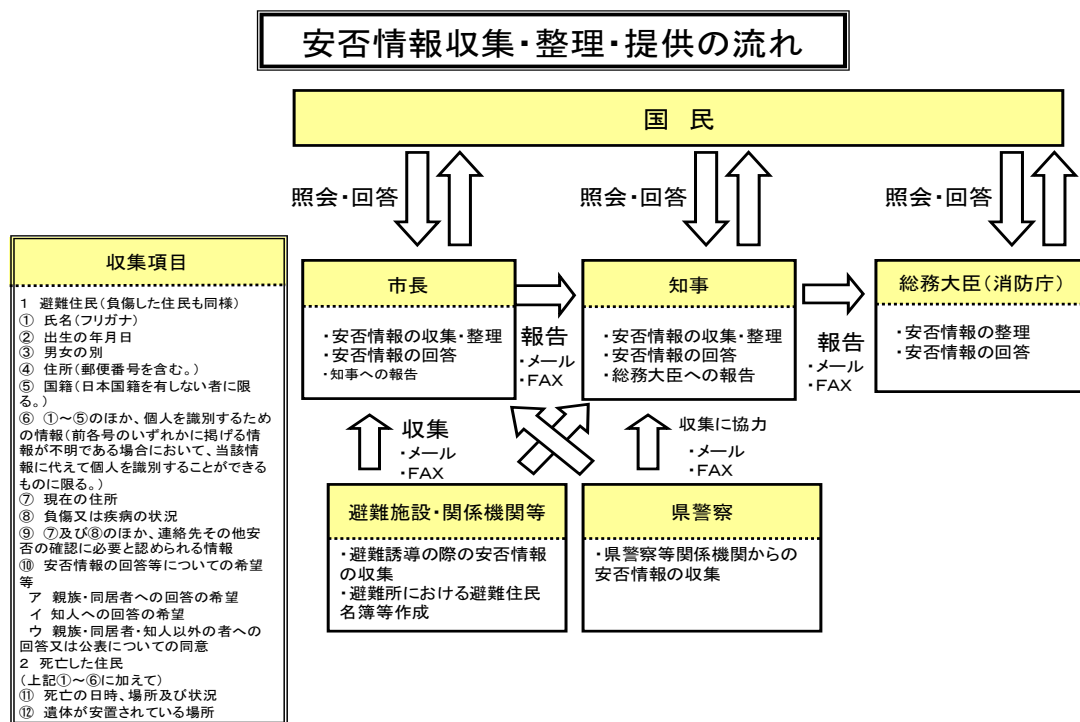
また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

第1節 安否情報の流れ（法94、令23、24関係）

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおりである。



第1 安否情報システムの利用

市及び県は、安否情報の収集・提供事務を行うに当たっては、消防庁が示した「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」に基づき、原則として消防庁が運用している「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システムという。」）」を利用するものとする。

第2 安否情報の収集項目

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- (1) 氏名（フリガナ）
- (2) 出生の年月日
- (3) 男女の別
- (4) 住所（郵便番号を含む。）
- (5) 国籍（日本国籍を有しないものに限る。）
- (6) (1)～(5)のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- (7) 現在の居所
- (8) 負傷又は疾病の状況
- (9) (7)及び(8)のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- (10) 安否情報の回答等についての希望等
ア 親族・同居者への回答の希望
イ 知人への回答の希望
ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意

2 死亡した住民

（上記(1)～(6)に加えて）

- (1) 死亡の日時、場所及び状況
- (2) 遺体が安置されている場所

第2節 安否情報の収集・整理・報告

第1 安否情報の収集（法94、令23～25①関係）

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、学校等からの情報収集、県警察、指定地方公共機関等への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

【様式第1号】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

【様式第2号】

安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

第2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

第3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第4 県に対する報告（法94①、令25②関係）

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 「③出生の年月日」欄には元号表記により記入すること。
- 「⑥国籍」欄には日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

第3節 安否情報の照会に対する回答（法95、令26関係）

第1 安否情報の照会の受付

- 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第4号】

安 否 情 報 照 会 書		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		申 請 者 住所（居所） 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けてください。③の場合、理由を記入願います。）		①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他（ ）
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申 請 者 の 確 認		
※備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

第2 安否情報の回答

- 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしよう

とする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

- 3 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり返答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第3 個人の情報の保護への配慮

- 1 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- 2 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4 日本赤十字社に対する協力（法 96 関係）

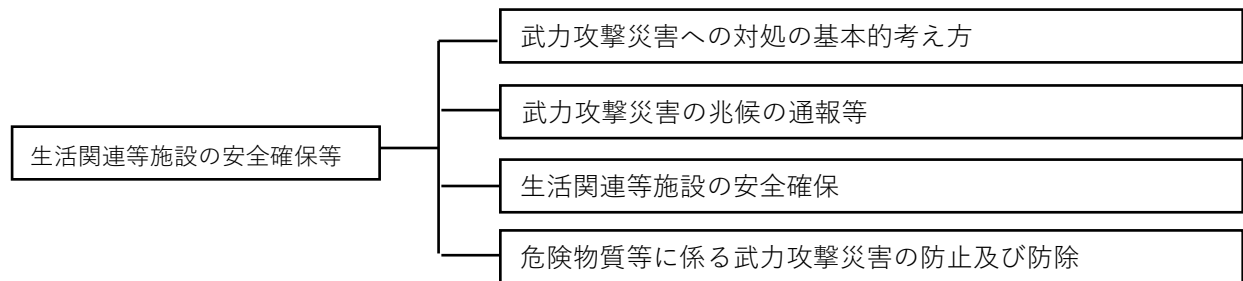
市は、日本赤十字社鹿児島県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3節第2、第3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。



第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

1 武力攻撃災害への対処（法 97②関係）

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる。

2 知事への措置要請（法 97⑥関係）

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保（法 22 関係）

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や資機材の活用等、安全の確保のための措置を講ずる。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報

1 市長への通報（法98②関係）

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

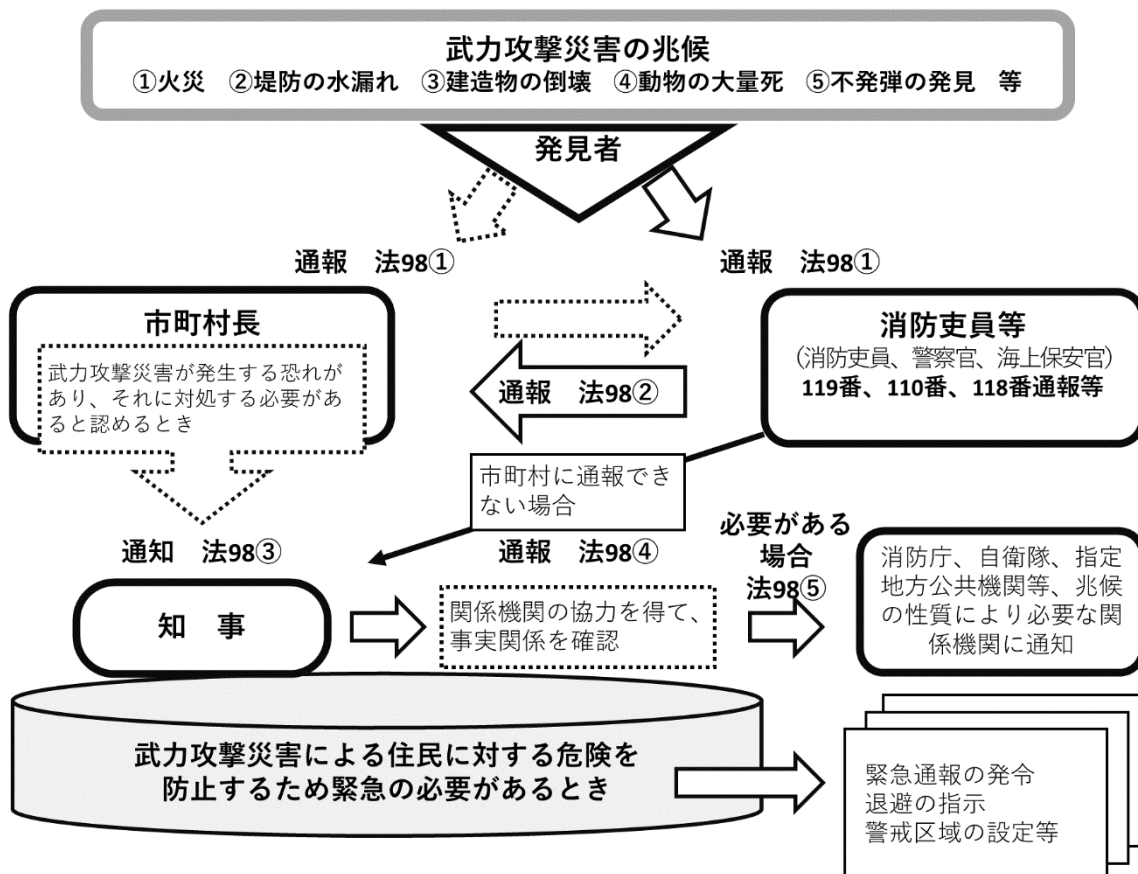
2 知事への通知（法98③関係）

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

3 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令する。

【武力攻撃災害の兆候の通報の流れ】



第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示（法112①～④関係）

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目前の危機を一時的に避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は関係機関により設置されている場合には職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物やコンクリート造建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

イ 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

（ア）NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

（イ）敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等（法112③、④、⑥、⑦、⑧関係）

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災情報システム（防災ラジオ、屋外放送等）、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等（法22関係）

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員及び消防団員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び鹿児島海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員及び消防団員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定（法114①関係）

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ウ 警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、県警察、鹿児島海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡

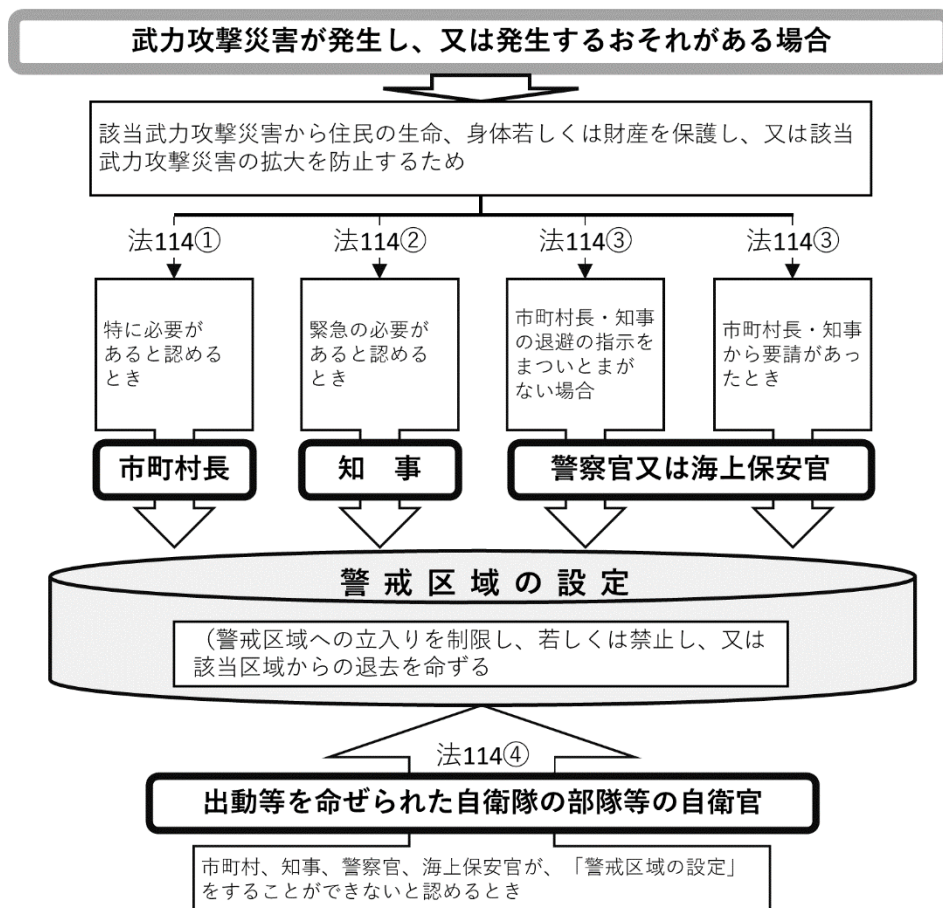
体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保（法22関係）

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保を図る。

【警戒区域の設定を行う場合の流れ】

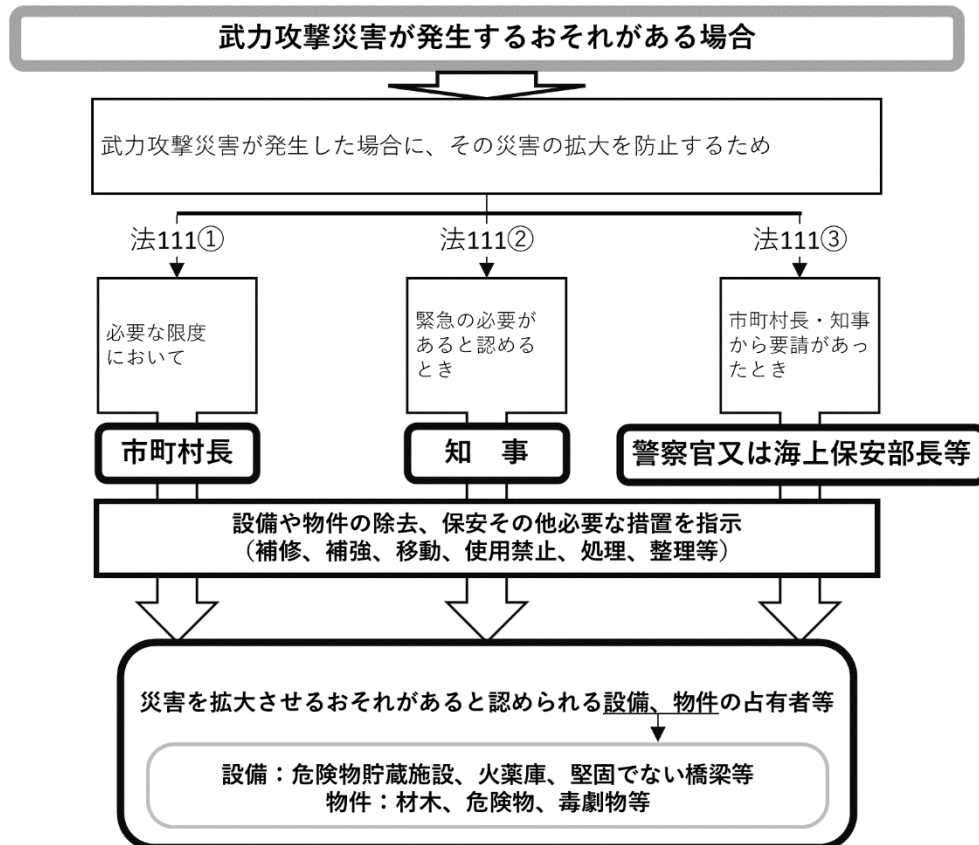


3 応急公用負担等（法 113、令 33 関係）

（1）市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

【事前措置等を行う場合の流れ】



（2）応急公用負担

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等（法 117、119 関係）

（1）市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

（2）消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

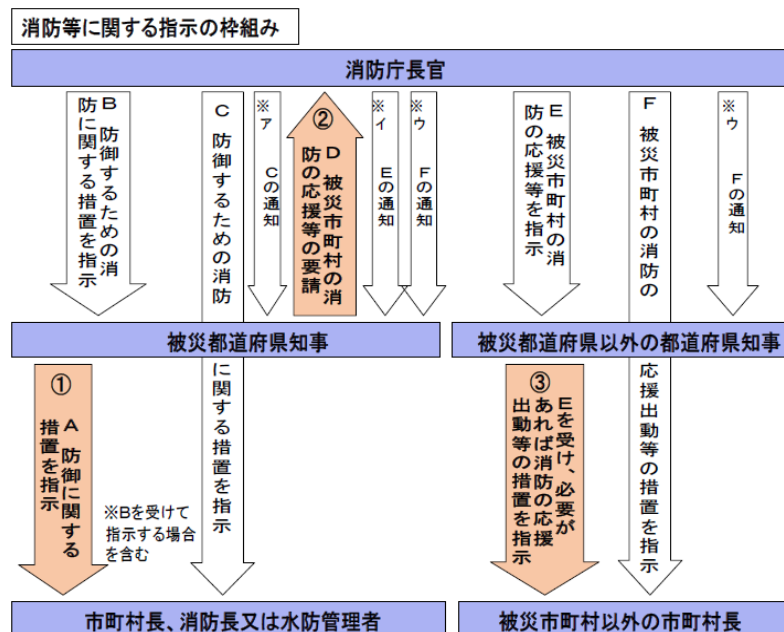
（3）消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

（4）緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、（3）による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、消防組織法第 44 条並びに緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

※ 消防等に関する指示の枠組みを図示すれば、次のとおりである。



(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長（西之表消防署長）と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、消防機関、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、知事又は消防庁長官から、被災地に対する消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部・消防署と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第4 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。

また、自ら必要があると認めるときも、同様に行う。

(3) 市が管理する施設の安全の確保（法 102③、④関係）

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

第5 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除（法 103、令 28、29 関係）

1 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

2 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- (1) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- (2) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

(3) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

3 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、2の(1)から(3)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2節 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

第1 応急措置の実施（法114関係）

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

第2 国の方針に基づく措置の実施（法107関係）

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

第3 関係機関との連携（法97⑥関係）

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、鹿児島海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

第4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

1 核攻撃等の場合

(1) 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 市長、知事、警察官等は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

2 生物剤による攻撃の場合

(1) 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県警察等の関係機関と連携して、保健所が行う消毒等の措置に協力する。

市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

(2) 市長、知事、警察官等は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

3 化学剤による攻撃の場合

(1) 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(2) 市長、知事、警察官等は、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

法 107 で想定している主な汚染原因

放射性物質、放射線	核爆発による放射線及び放射性降下物
サリン等又はこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質	サリン、ソマン、タブン、VX、マスタード類等
生物剤又は毒素	炭疽菌、天然痘、ウイルス性出血熱、ボツリヌス毒素、リシン等
危険物質等	令第28条で定める危険物質等

第5 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限（法108、令31関係）

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

また、関係消防組合の管理者又は長も同様に、権限を行使することとされている。

【法108で規定している措置】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、次を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、次を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【令31（放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続）】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

第6 措置に必要な土地等への立ち入り（法 107、109、令 32 関係）

- 1 市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、その職員に、他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下「土地等」という。）に立ち入らせることができる。
- 2 他人の土地等に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示する。
- 3 この場合において、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。
ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りではない。

第7 要員の安全の確保（法 22 関係）

市長は、NBC 攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県及び県警察等の関係機関からの積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

第1節 収集（法126関係）

- 市は、電話、市防災情報システムその他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、鹿児島海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

第2節 報告（法127関係）

- 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 鹿 児 島 県							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度，東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死 者	行方不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
	(人)	(人)	重傷 (人)	軽傷 (人)			

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

第1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県及び熊毛地区医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

第2 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

第3 飲料水衛生確保対策

- 1 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- 2 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- 3 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

第4 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2節 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び熊毛地区医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

また市は、感染症予防上から、知事から感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の指示を受けた場合、被災の規模、態様に応じ、その範囲及び期間を決めて速やかに行う。

第3節 廃棄物の処理（法 124 関係）

第1 廃棄物処理の特例

- 1 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- 2 市は、1 により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第2 廃棄物処理対策

- 1 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「西之表市災害廃棄物処理計画」（令和 3 年 3 月）を基に、廃棄物処理体制を整備する。
- 2 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国・県と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図る必要があることから、市は、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、次のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定（法129関係）

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

第1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

第2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3節 生活基盤等の確保

第1 水の安定的な供給（法134②関係）

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

第2 公共的施設の適切な管理

道路及び港湾・漁港の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第1節 特殊標章等

1 特殊標章

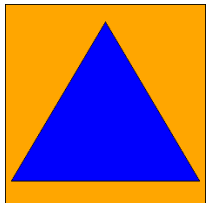
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

2 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）

3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

表面	裏面															
	<table><tr><td>身長/Height</td><td>目の色/Eyes</td><td>髪の色/Hair</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</td></tr><tr><td colspan="3">住所/Address</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真/PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印鑑/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height	目の色/Eyes	髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:			住所/Address			所持者の写真/PHOTO OF HOLDER			印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	目の色/Eyes	髪の色/Hair														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:																
住所/Address																
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER																
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（オレンジ色地に
青の正三角形）

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

第2節 特殊標章等の交付及び管理（法158③関係）

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

第1 市長

- 1 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 2 消防団長及び消防団員
- 3 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 4 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第2 消防長

- 1 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 2 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 3 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3 水防管理者

- 1 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 2 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 3 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3節 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び知事が交付し管理する赤十字標章等の意義並びにその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

※赤十字標章等

1 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）

2 信号

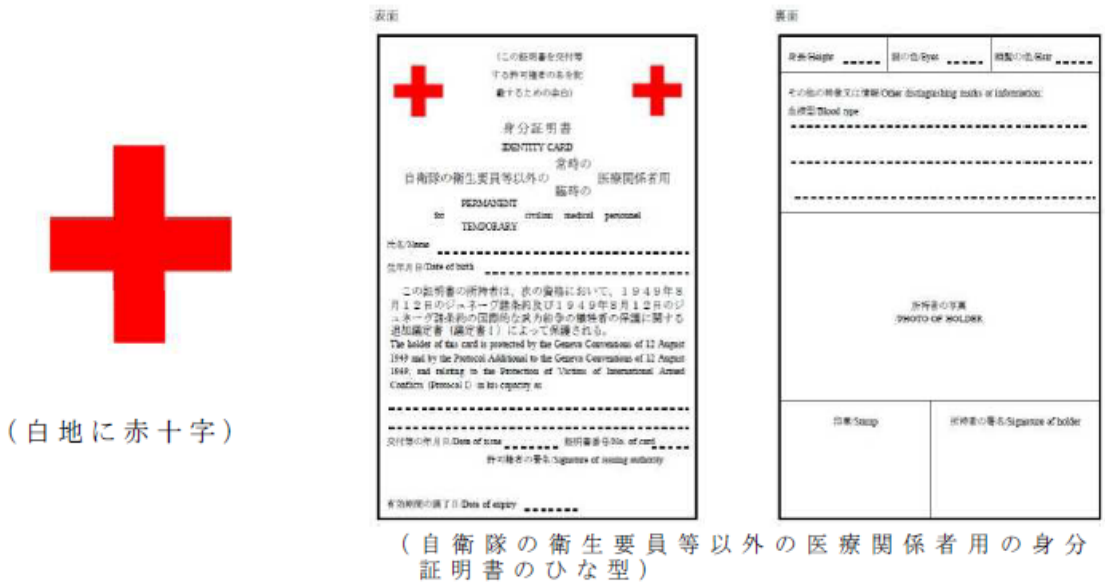
第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

3 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は次のとおり）

4 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等



第12章 市の特性に応ずる対処

市は、離島・港湾地域・中山間地域であることから、本市の地理的、社会的特性に応ずる国民保護措置に係る必要な事項等について、次のとおり定める。

第1節 離島における住民の避難

市は、離島の住民の避難について、県から示された各離島からの島外避難の基本的考え方を踏まえ、全住民の島外避難を視野に入れた体制を整備する。

第1 平素からの備え

1 把握しておくべき情報

- (1) 各地域の住民数・世帯数及び避難時の避難行動要支援者数
- (2) 全島民の島外避難に必要な輸送力（船舶、航空機等）
- (3) 島内における避難施設の場所、経路、収容能力
- (4) 島内の交通機関の輸送能力
- (5) 島外への輸送施設（港湾、漁港、空港、ヘリポート等）の位置、規模、能力、接岸制限
- (6) 関係機関の保有する船舶及び漁船等の数、乗船可能人員、運航区域制限
- (7) 避難の誘導に必要な誘導員数及び市で確保可能な人数

2 関係機関との連携

市は、島外避難に関する情報について、県との情報共有化を図るとともに、県を通じて、必要な場合は直接に、避難に関係する指定公共機関等である運送事業者、県警察、鹿児島海上保安部及び自衛隊等との連携を図る。

3 避難実施要領のパターンの作成

各島(各地区)の住民数、島外避難に利用可能な避難施設、船舶、航空機等、避難施設への輸送及び避難開始までの待機日数などに応じた避難実施要領の各種パターンを作成する。

4 訓練

市は、国・県、隣接町、一時避難先市町村及び関係機関等と共同連携して、実動訓練及び図上訓練等を実施する。この際、防災訓練との有機的な連携を図る。

5 物資及び資材の備蓄等

離島においては、武力攻撃事態等において、流通が遮断すること考えられることから、食料、飲料水、医薬品、燃料その他の生活必需品について、備蓄に努める。

第2 種子島の避難

種子島に位置する本市は、県国民保護計画の定めにより県本土に避難する。

第3 避難実施にあたっての措置

1 島外への一時避難

(1) 一時避難の実施の決定

市は、避難の指示で示された運送手段、その配当時期及び事態の状況等を考慮し、島内への一時避難が必要と認める場合は、一時避難を必要とする地区及び一時避難先を決定する。この際、市の区域を越える一時避難が必要な場合は、事前に県と調整するものとする。

(2) 一時避難における救援

市は、島内への一時避難に際し必要と認める場合は、避難施設及び食料・飲料水の提供等の救援を県に要請し、又は自ら実施する。

2 島内での運送手段の確保

避難の指示で島内での運送手段が示されない場合は、市は、必要な運送手段を県に要請し、又は自ら運送事業者である指定地方公共機関に運送を求めて、運送手段を確保する。

3 県本土への運送手段の確保

市民の避難が必要となる際には、そのための輸送力を確保するため、市長は次の情報について、県対策本部に早急に連絡するものとする。

(1) 避難予定の人数、そのうち要配慮の人数

(2) 現時点で確保が見込まれる運送手段；今後不足となる運送手段

市は、迅速な避難を行うため、指定地方公共機関のほか、民間船舶会社や漁業協同組合に協力を要請し、輸送手段を確保するものとする。

【避難予定人数及び避難単位整理表】

地区	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難単位 (人数/そのうち要 配慮者数)	〇〇町〇丁目 (〇〇人/〇〇人) 〇〇町〇丁目 (〇〇人/〇〇人) 〇〇病院 (〇〇人/〇〇人) 〇〇小学校 (〇〇人/〇〇人)		
担当者			
担当者連絡先			
地区	〇〇地区	〇〇地区	〇〇地区
避難単位 (人数/そのうち要 配慮者数)	〇〇町〇丁目 (〇〇人/〇〇人) 〇〇町〇丁目 (〇〇人/〇〇人) 〇〇介護施設 (〇〇人/〇〇人)		
担当者			
担当者連絡先			

4 避難の指示

市は、県と連携しながら、運送手段を効果的に活用し、次の事項を考慮して住民の避難の指示を行う。

- (1) 島内の地域の分割の有無
- (2) 各地域の避難の時期
- (3) 一時避難場所
- (4) 港湾・漁港・空港までの運送手段及び運送経路

5 避難経路の選定及び変更

市は、フェリーターミナル、空港、ヘリポート、漁港、そのほかの埠頭や防波堤等、島外避難の経路になる可能性のある交通インフラの規模、利用状況、利用制限及び被害状況を随時把握し、輸送手段の確保状況、天候等の条件を考慮し、迅速な避難を実施するよう、県等と随時情報共有し連携しながら、避難経路等を選定する。

特に、自衛隊施設への連絡港として利用されるなど大型船舶の接岸可能な港湾施設が攻撃を受けた場合、漁港、防波堤などの活用や船舶間の乗り継ぎ等も視野に入れ、被災状況に応じて避難方法を変更する。

6 島外避難の優先順

避難の指示で示された島外避難の運送手段の能力、特性に基づき、避難行動要支援者及び学童を優先して避難させる。

7 島外避難までの待機間及び島内での一時避難間の安全確保

市は、事態の状況により、島外避難までの待機間及び島内での一時避難間の住民の安全確保上必要と認める場合は、県に対し、県警察の派遣又は自衛隊の国民保護等派遣を要請する。

第4 緊急時における馬毛島からの退避の指示

予測不可能な武力攻撃災害等が発生し、馬毛島からの退避が緊急に必要な場合は、市長は、速やかに島内の安全な地域への一時的な退避を指示するとともに、確保できる運送手段をもって退避を実施する。

なお、馬毛島からの避難の実施については、防衛省（種子島連絡所）及び馬毛島基地工事関係事業者等と必要な事項について協議するなど連携を図る。

第5 離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方

1 趣旨

知事又は市長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第71条第1項の規定に基づき、知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は自ら指定した指定地方公共機関に対し、市長にあつては運送事業者である指定公共機関又は知事が指定した指定地方公共機関に対して、避難住民を誘導するため、避難住民の運送を求めることができることとされている。

他方、離島における住民の避難については、住民を島外に避難させる場合には運送手段に大きな制約があることから、国として運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方が示されている。

本市において、国・県等の関係機関との連携による武力攻撃事態等における島外避難についての対応については、県国民保護計画に基づく他、「離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方 国土交通省・内閣官房」を参考にして検討する。

2 運送の求めを行うに当たっての考え方等

（1）平素からの備え

ア 基本的な考え方

（ア）住民を島外に避難させる場合においては、運送手段に大きな制約があり、その確保が通常の住民の避難に比べ困難であることが多いと考えられることから、島内の空港及び港湾までの避難住民の誘導については要避難地域を管轄する本市が中心となつて行い、離島内の空港及び港湾から離島外の空港及び港湾を経由した避難先地域までの避難住民の誘導については県が市町村を最大限支援することを基本とする。

（イ）国、都県及び市は、防災に関する体制を最大限活用するとともに、それぞれが収集した情報等について、平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備えるものとする。

（ウ）県及び市は、住民の人口、避難住民の運送を求める運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の事業所の島内での有無、地域の実情を勘案し、住民の誘導に関するそれぞれの役割分担あらかじめ定めておくこととする。

（エ）国、県及び市は、相互間並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との間の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

イ 市の対応

（ア）市は、昼夜間の別、通勤及び通学、観光客等の状況を勘案し、本市における住民及び滞在者の概数を平素から把握しておくものとする。

（イ）市は、島内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有するバス等の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

（ウ）市は、住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両等の輸送能力を把握するとともに、

県の協力を得て、県が保有する住民の避難に活用が可能な車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。

- (エ) 市は、島外への避難の必要が生じた場合には、住民を島内の港湾及び空港まで迅速に移動させる必要があるが、島内においては公共交通機関に限られ、十分な輸送力を確保できないことも想定されることから、自ら保有する車両及びマイカーの利用を含め的確かつ迅速な住民の避難ができるようそのあり方について検討し、県警察その他の関係機関の意見を聴いて、あらかじめ定める避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- (オ) 市は、県と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- (カ) 市は、防衛省及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要であると認めた場合、知事に対し、防衛省及び海上保安庁に要請を行うよう求める際の手続について定めておくものとする。
- (キ) 市は、上記の事項を踏まえ、的確かつ迅速に住民の避難が行えるよう、避難経路、避難方法等について、あらかじめ検討し、避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- (ク) 市は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ協議しておくものとする。

(2) 武力攻撃事態等における対応

ア 基本的な考え方

- (ア) 市及び県が、避難住民の運送のために取りうる手段としては、次の方法が考えられる。
 - ① 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して避難住民の運送を求めること。
 - ② 自らが保有する車両及び船舶を利用して避難住民を運送すること。
 - ③ 防衛省及び海上保安庁に対して、その保有する航空機及び船舶による避難住民の運送の要請を行うこと。
- (イ) 検討を行うに当たっての考慮事項としては次のものが考えられる。
 - ① 避難住民の人数、運送手段の種類及び特性、運送手段を利用するために要する時間等を総合的に勘案して、どの手段が的確かつ迅速に避難住民を運送できるか等の観点から、最も適当と判断されるものを選択すること。
 - ② 防衛省及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送については、防衛省及び海上保安庁それぞれの任務・特性や避難住民の運送に係る具体的な必要性を踏まえて検討すること。

イ 市の対応

- (ア) 市長は、知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、県国民保護対策本部からの情報等を踏まえ、運送手段を効率的に活用できるよう島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に、県警察その他の関係機関の意見を聴い

て、避難実施要領を定めるものとする。

- (イ) 市長は、国民保護法第18条第1項の規定に基づき、避難住民の誘導を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めることができるとされていることから、あらかじめ定めた市県の役割分担に基づき、必要な応援を知事に求めるものとする。
- (ウ) 市長は、国民保護法第16条第5項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、知事に対し、同法第11条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- (エ) 市長は、国民保護法第20条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、知事に対し、同法第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

3 運送の安全確保などの留意事項等

市長又は知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民の運送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全確保に十分に配慮するものとする。

第2節 中山間地域における対処

市内各所に点在する中山間地域においては、一般に連絡及び交通が途絶する恐れがあることから、市は、中山間地域における武力攻撃事態に対する対所について次のような措置を行う。

第1 平素からの備え

1 把握しておくべき情報

- (1) 各地域の住民数・世帯数及び避難時の避難行動要支援者数
- (2) 各地区に通ずる道路、ヘリコプター着陸適地
- (3) 各地域の一時的に避難する場所及び経路

2 通信設備の維持管理

市は、各集落等に設置してある市防災情報システム（屋外放送等）を維持管理する。

3 訓練

市は、県警察、消防機関等と連携して警報等の伝達及び住民の避難、特に孤立化のおそれのある集落の避難等について訓練する。

第2 警報及び避難

1 警報及び避難の指示の伝達

警報及び避難の指示の伝達にあたっては、市防災情報システム（屋外放送等）、サイレン及び消防その他の広報車等により迅速かつ漏れのない伝達を図る。

2 避難経路の確保

市は、県警察、消防機関等と連携して、利用できる全ての避難経路の状況を確認するとともに、道路途絶が発生している場合は、関係機関と協力して速やかに修復する。なお、状況によっては、海上からの避難及びヘリコプターでの避難について、県と調整する。

3 避難及び避難の誘導

避難の実施にあたっては、一括して運送できる場所までの移動は、県及び県警察の意見を聞いた上で自家用車等を含む運送手段を活用して、速やかな避難を図る。

この際、避難行動要支援者をはじめ要配慮者の避難には、所要の誘導員等を派遣して支援するとともに、武力攻撃等による危険が予測される地区については、自衛隊の国民保護等派遣を要請するなど避難の安全を図る。

4 避難の完了の確認

市は、県警察、消防機関等と連携して、住居地区及びその他の地区について、避難の完了を確認する。

第3 緊急物資の支援

市は、道路途絶等により長期間避難が遅延する場合は、食料、飲料水等の緊急物資の支援を県に要請し、又は自ら支援する。

第3節 港湾地域における対処

第1 平素からの備え

1 把握しておくべき情報

- (1) 各地域の住民数・世帯数及び避難時の避難行動要支援者数
- (2) 各地区に通ずる道路
- (3) 係留施設と係留施設として利用可能な構造物等
- (4) 各地域の一時的に避難する場所及び経路

2 通信設備の整備

市は、港湾施設等に設置してある市防災情報システム（屋外放送等）及び広域に警報を伝達できるサイレン等を整備する。

3 訓練

市は、県警察、消防機関、海上保安庁等と連携して警報等の伝達及び住民の避難、特に沿岸部に位置し、着上陸侵攻に伴った攻撃を受けやすい地区の避難、船舶内にいる住民の避難等に向けて訓練する。

第2 警報及び避難

1 警報及び避難の指示の伝達

警報及び避難の指示の伝達にあたっては、市防災情報システム（屋外放送等）、サイレン、国際VHF及び消防その他の広報車等により迅速かつ漏れのない伝達を図る。

2 避難経路の確保

市は、県警察、消防機関、港湾施設管理者等と連携して、利用できる全ての避難経路の状況を確認するとともに、特に全島避難の経路となる港とその周辺の道路が被害を受けた場合は、関係機関と協力して速やかに修復する。

なお、状況によっては、海上避難について、県、海上保安庁、自衛隊と調整する。

第3 避難及び避難の誘導

避難の実施にあたっては、人口が集中し、道路が狭く、交通量の多い沿岸部での移動は、原則として歩行で避難するが、避難行動要支援者の場合は、県及び県警察の意見を聞いた上で自家用車等を含む運送手段を活用して、速やかな避難を図る。

この際、避難行動要支援者をはじめ要配慮者の避難には、所要の誘導員等を派遣して支援するとともに、武力攻撃等による危険が予測される地区については、自衛隊の国民保護等派遣を要請するなど避難の安全を図る。

第4 避難の完了の確認

市は、県警察、消防機関等と連携して、住居地区及び該当港湾施設に係留している船舶について、避難の完了を確認する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

第1節 基本的考え方

第1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等（法139関係）

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

第2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、市防災情報システム（屋外放送等）関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

第3 県に対する支援要請（法140関係）

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 公共的施設の応急の復旧（法139関係）

- 1 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- 2 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、港湾・漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、一時的には修繕や補修など応急の復旧を講じるものの、武力攻撃事態等の終了後においては、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

第1節 基本的考え方（法141関係）

第1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

第2 市が管理する施設及び設備の復旧（法141関係）

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第2節 武力攻撃災害の復旧（法141関係）

武力攻撃災害の復旧については、武力攻撃災害によって被害が生じた施設を被害が生ずる前の状態に完全に復するため実施する事業であることから、基本的には、武力攻撃事態等の終了後において、武力攻撃災害の復旧の対象となる施設の被害の状況、財政状況を踏まえ、国が財政上の措置を法律で講ずることとなる。

ただし、武力攻撃災害の復旧は、武力攻撃事態の終了前であっても、市の区域内に係る事態の状況が終息していれば速やかに行う必要があることから、武力攻撃災害の復旧に関する財政上の措置を定める法律が施行されるまでの間においても国が必要な財政上の措置を講ずることとしている。

なお、県地域防災計画における事業計画は、次のとおりである。

【事業計画】

1 公共土木施設災害復旧事業計画	
(1)河川公共土木施設災害復旧事業計画 (3)砂防設備災害復旧事業計画 (5)急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画 (7)道路公共土木施設災害廃棄物処理計画 (9)漁港公共土木施設災害復旧事業計画 (11)公園公共土木施設災害復旧事業計画	(2)海岸公共土木施設災害復旧事業計画 (4)地すべり防止施設災害復旧事業計画 (6)林地荒廃防止施設災害復旧事業計画 (8)港湾公共土木施設災害復旧事業計画 (10)下水道公共土木施設災害復旧事業計画
2 農林水産施設災害復旧事業計画	
3 都市災害復旧事業計画	
4 上水道災害復旧事業計画	
5 住宅災害復旧事業計画	
6 住宅福祉施設災害復旧事業計画	
7 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画	
8 学校教育施設災害復旧事業計画	
9 社会教育施設災害復旧事業計画	
10 その他の災害復旧事業計画	

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求 (法168関係)

第1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

第2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償（法159、160、令40～44関係）

第1 損失補償（法159関係）

市は、国民保護法に基づく次に掲げる土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- 1 救援のための物資の収用及び保管命令
- 2 救援（収容施設や臨時の医療施設の開設）のための土地、家屋又は物資の使用
- 3 武力攻撃災害への対処のための土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用若しくは収用
- 4 文化庁長官による文化財保護のための措置
- 5 警察官等による交通規制の際の車両その他の物件の破損

第2 損害補償（法160関係）

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて次に掲げる事項の要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- 1 避難住民の誘導に必要な援助についての協力（法70）
- 2 救援に必要な援助についての協力（法80）
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力（法115）
- 4 保健衛生の確保に必要な援助について協力（法123）

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん（法161②関係）

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対応事態への対応

武力攻撃よりも発生の可能性が高い武力攻撃以外のテロ等の事態においては、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急処理事態とし、緊急対処保護措置を講ずることとなる。

なお、緊急処理事態については、当初災害と区別できないこと、発生した事態ごとに対して多様な対応が考えられることなどから、緊急処理事態認定前及び認定後の対処に当たっては的確かつ迅速な初動措置及び体制の確立を図るため、次のとおり対処の概要を整理する。

第1章 緊急処理事態に係る責務（法172②関係）

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2章 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。